

平成24年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年3月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
20番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

19番 稲岡 正一

会議録署名議員

5番 正木 文男

6番 笠井 高章

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 1 号 平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 3 議案第 2 号 平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 4 議案第 3 号 平成 2 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 5 議案第 4 号 平成 2 4 年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 5 号 平成 2 4 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 6 号 平成 2 4 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 7 号 平成 2 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 8 号 平成 2 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 4 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 5 議案第 1 4 号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について

日程第 1 6 議案第 1 5 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 1 7 議案第 1 6 号 阿波市税条例の一部改正について

日程第 1 8 議案第 1 7 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 22 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 24 議案第 23 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 36 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 26 議案第 24 号 阿波市国土利用計画について
- 日程第 27 議案第 25 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 26 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 27 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 28 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 29 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 30 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 31 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 32 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 33 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 34 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 37 議案第 35 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 38 議案第 36 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、7番松永渉君の一般質問を許可します。

松永渉君。

○7番（松永 渉君） 7番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、農業振興についてであります。

国内の農業は、グローバル化やTPPへの参加など、海外農産物の価格競争が激しくなることが懸念される中、国際的競争力をつけるためには、特に規模の拡大や経営能力の向上によるコストの削減が必要だと思っておりますが、阿波市においてはどのように取り組まれているのか。農業規模拡大については、農地の集約と整備をどのように取り組んでいるのか、また成果は上がっているのかどうか、答弁を求めます。

農業経営者の育成については、経営能力を高め、低コスト化を図るためには、法人化や集落営農が必要と思うが、どのように進めるのか、答弁を求めます。

阿波市営モデル農園の設立についてであります。阿波市は、県下の農産物産出額を上げ、また市長も農業立市を目指しています。国際的な競争力を持った農産物の輸出を目的とした阿波市直営のモデル農園の整備をしてはどうでしょうか。農業振興はもとより、市外からの就農定住支援施設にもなるばかりか、阿波市独自の市民交流施設や観光拠点施設にもなると思っておりますが、阿波市モデル農園の検討をしてはどうかと思っております。答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 7番松永議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

す。

農業振興についてということで、1点目は農業規模拡大について、2点目につきましては農業経営者の育成について、3点目は阿波市営モデル農園についてというふうなご質問でございます。

まず初めに、1点目、農業規模の拡大についてでございます。

過去の我が国の農業は、小規模な農地を家族や個人が大切に受け継ぎ、その土地に合った作物を栽培し、自家消費と近郊の市場へ集荷、販売することによって守られてきました。しかし、現在この形態が大きく変化し、大規模化や大型機械の導入が進んでいます。しかし、逆に農業従事者の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進行、そして耕作面積の減少や耕作放棄地の増加など、農業構造の脆弱化が進んでいる状況がございます。全国の農家1戸当たりの農地面積を見ますと、平成18年度では1.8ヘクタールであります。これは、諸外国と比較した場合、ヨーロッパの9分の1、またアメリカの99分の1、オーストラリアの1,920分の1と、大きな差がございます。本市においては、農業センサスによりますと、99アール、1戸当たりの農地でございます、となっており、全国に比べて小規模なものとなっております。

既に、外国からの単価の安い農産物が大量に輸入され、これまでの日本の農業では、今後とても諸外国に太刀打ちできない状況になっております。既に、国は戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払制度の取り組みなどを実施していますが、今後一層の生産性の向上と効率化を図る施策が必要と考えております。

今後、日本の農業の再生を図るため、国は昨年我が国と食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画として、平成24年度からの持続可能な力強い農業の実現を目指した取り組み方針を打ち出しております。その中の1つが、議員からもご質問のあった趣旨と思われませんが、農地の集積の推進でございます。これは、戸別所得補償制度の中の取り組みの一つでもありますが、農地の受け手となる多様な経営体、個人とか、法人、集落営農について幅広く経営安定を図った上で、受け手となる経営体に対する規模拡大加算、あるいは地域農業マスタープランにおける中心経営者への農地集積に協力する者に対し農地集積の協力金を交付するなど、農地集積を加速化しようというものであります。阿波市では、この施策の事業費を平成24年度当初予算に計上し、推進を図ってまいる計画であります。農地の集積は、土地それぞれの条件により非常に難しい問題がございますが、今後の農業を再生させるためには必要な施策であると考えております。具体的な内容等につきま

しては、今後広報紙とかACNによって市民の皆様にも周知をするとともに、積極的に地域や集落に対し説明会も実施をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目のご質問でございます、農業経営者の育成についてということでございます。農業経営の状況というようなことで先に説明をさせていただきたいと思っております。

平成22年度には、農家戸数は4,111戸でございました。そのうち販売農家は2,784戸で、全体の約67%を占めております。これを平成17年度と比較をしてみますと、3,075戸から291戸減少となっております。

次に、農家の形態についてでございます。

平成22年度の専業農家につきましては888戸で、全体の31%を占めておりました。主な所得を農業から得ている第1種兼業は400戸、農業以外から主な所得を得ている第2種兼業は1,496戸となっております。これについても、平成17年と比較をしてみますと、専業農家につきましては802戸から86戸増加が見られますが、第1種兼業では126戸、第2種兼業では251戸がそれぞれ減少となっております。

次に、農業従事者数の推移を見てみますと、平成22年度は7,744人でありましたが、平成17年と比較をしてみますと、785人減少となっております。この年齢構成を見てみますと、平成22年は、7,744人のうち65歳以上の方が占める割合が38%を占めています。

これらのことから、本市における農業戸数の減少は、専業農家に比べて兼業農家のほうでの減少が顕著であります。既に、農家の高齢化が進み、若い農業者や新規農業経営者の育成が必要であるというふうなことが伺えるところでございます。

この対策として、国は平成24年度から新たな制度として、新規就農の増大に向けた取り組みを実施することとしています。これは、議員ご質問の将来の経営者の育成に向けた取り組みに沿った有利な施策であると考えます。まだ詳細は未確定な部分が多くありますが、これは45歳以下の新規就農をする方の経営安定を支援することにより、将来の農業を支える人材の確保を目指すものです。年齢制限や前年所得基準などさまざまな制限がございますが、これに該当しますと、年間150万円の支援を就農後に最長5年間受けることができる制度であります。本市では、数名分ではありますが、平成24年度当初予算において計上をいたしております。この施策を周知し、展開することにより、将来の地域農業の中核を担う経営者の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問がありました集落営農の取り組みでございます。

平成22年度策定いたしました阿波市農業振興計画において、阿波市の農業振興の方針として5つの柱を設けるとともに、阿波市の農業の将来像を実現するため3つの重点プロジェクトを設定をいたしております。その中の一つが集落営農組織の推進であります。先ほども申しましたように、高齢化の進展により、後継者や担い手の少ない地域では、農業の保全管理を続けていくことが困難な状況にもなりつつあります。その中で、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念をされています。地域の農業の担い手として集落営農組織が考えられているところでございます。

集落営農組織の育成に向けての具体的な取り組みといたしましては、まず自治会における考え方や方向性を把握するというふうなことで、ことし市内の自治会380自治会に対しまして集落営農組織の設立についての意向調査を実施いたしました。意向調査により、集落営農に関心のある集落を把握し、積極的な集落におきましては研修会等を開催をいたしたところでございます。そして、今年度から集落営農組織の形成に向けた取り組みに対して、市として、活力ある阿波市農業振興事業により支援をさせていただいておるところでございます。内容といたしましては、集落営農組織モデル支援事業補助金として、集落営農組織の設立についてのモデル事業として積極的に取り組んでいただける集落に対しまして、事務費等必要な経費の支援をいたしております。また、農業フォローアップ事業補助金ということで、共同利用で行う農業用機械の経費に対しまして補助を行っております。この制度、集落営農組織も対象とさせていただいております。

今年度、集落営農組織を立ち上げたのが、阿波町地区で1地区でございます。また、吉野町地区でも1カ所現在組織化に向けた準備を進めておるところでございます。それと、農業の法人化の推進についてということについても取り組んでおります。農業経営を法人化した場合につきましては、経営体としての継続性が確保され、経営能力の向上と労働環境の改善、また対外信用力の向上等、農業経営の改善、発展のために利点がございます。今年度より、こちらについても活力ある阿波市農業振興事業により、農業経営を法人化に向けた取り組みに対しまして支援を行っております。それで、本年度、本事業を活用して1つの法人が成立をいたしました。この事業を継続することにより、今後も農業の法人経営の育成を図り、地域農業の活性化を目指していきたいというふうに考えています。

続きまして、3点目でございます。

阿波市営モデル農園についてというご質問でございます。

特定の地域や集落にある農地を圃場整備や区画整理等ではなく、市が大規模に所有する、あるいは所有者からお借りして、これを改良、管理、運営していくことについては、現在の法制度や費用、また管理の面により少し難しい状況があるんでないかというふうに考えております。今、全国的に見てみますと、行政やJAなどが農地利用集積円滑化団体となって取り組んでいる事例がございます。これにつきましては、本市につきましては、農地利用集積円滑化団体は市が務めるというふうになっておりますので、市が農地の貸し手と借り手の間に入ってお世話する事業というふうなことになるかと思っております。それで、運用においては、その土地の場所とか形状、面積、規模、土地、用排水、道路及び所有者、人と人でございますけれども、その問題、経費面など、非常に難しい問題を抱えているというふうな状況もあると考えております。一方、農地の集積を図っていくことにつきましては、農業の再生と効率化を図るためには必要なことであるというふうにも認識をいたしております。

議員から質問あったことにつきましては、国は新たな制度の推進として、農地の集積と新規就農者の増大に向けた取り組みを実施していますが、この制度の運用に当たっては、まず地域農業マスタープランの作成が必要となります。これは、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、全国の各市町村のそれぞれの地域や集落において話し合いを行い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための設計図となる人・農地プランのことを指しております。このプランは、中核となる農家や新規就農者を的確に把握し、あわせて農地を貸したい人と農地を借りたい人を関連づけることにより、地域における集積と利用の効率化を図ろうとするものです。現段階では、市内のどの地域においてこのマスタープランが積極的に参加できるか、まだ把握はできておりませんが、24年度においてこの制度の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。今後、この制度が効率的に運用できる地域が決まりましたら、その地域がモデル地域となっていくんじゃないかというふうにも考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） ただいま答弁をいただきまして、規模拡大については、協力金なんかここで出てくるということで、平成24年度で予算化されるということでもあります。ただ、規模の集約なんですけれども、10町とか20町とかという面積の集約じゃなくて、やっぱり地理的な集約をせん限り、生産の効率化とかコスト化はできないと思うんで

す。

それともう一つは、区画整理ができてるところならいいんですけど、区画整理ができないようなところは、やっぱり1区画の大規模化っていう整備も進めていかないけないと思っておりますので、その点も考えた集約をお願いいたしたいと思います。

それから、農業経営者については、新規就農事業、この部分は多分担い手育成みたいなもので、僕がちょっと質問に入れとったんは、経営能力をどうやってつくっていくのかなという部分で、やっぱり現在、生産、加工、販売の低コスト化や農業の6次産業化が進む中で、やっぱり農業経営は多様な能力、いろんな能力が要求されるようになってきました。これらの経営能力は、個人経営ではかなり難しい部分があるんじゃないかなと思います。そのために、法人化や集落営農の中で、より高度な経営能力を身につけていくための取り組みを進めてほしいと思っております。だから、さっき言われた法人にしる集落営農にしる、支援制度があるということですから、その中でやっぱり経営能力、本来の法人化とか集落全体の中での販売能力もあるし、加工、製造能力もあるし、いろんな能力を高められるような、また国際的にもいけそうな、そんな能力を高める取り組みにしてほしいと思います。

市営モデル農園については、かなり公共がやるのは難しいという話であります。ただ、最初に言われた集積もかなりさっき区画的にとか、一緒の場所にするのは難しいという話ですけど、この部分については、本当に公共がやるとやりやすい。個人が買って、なおかつ1カ所のところで借り受けて、ほんで形を変えたり、生産効率のええ農場にするっていうのは、信用性とかいろんな問題で難しいんで、できたら公共が腹をくくって取り組んでいただけんかなとは思っております。

阿波農業高校もなくなりまして、農業立市を掲げる阿波市には農業拠点施設は必要と思います。阿波市のモデル農園においては、生産、加工、販売技術のモデルであり、法人化や集落営農を行う農業経営のモデルであるばかりでなく、阿波市の観光拠点施設として農業体験や農業研修を行い、農家と市民の交流の場所にするとともに、市外からの就農、定住支援施設として阿波市の農業振興と人口減少対策の拠点となりますので、今後また検討をしてみてください。これをもってこの質問は終わります。

次に、阿波市の観光振興についてであります。

阿波市においては、昨年5月10日に阿波市観光協会が設立されました。これにより、阿波市の新たな観光振興策が動き始めたと思います。そこで、阿波市は、今後の観光戦略

をどのように立てているのか。観光は、見るだけの観光から、いやし、味覚、体験、医療など多様化していますが、阿波市独自の観光商品の開発をどのような方法で進めていくのか。また、設立された観光協会の意義と役割は何なのか。さらには、運営資金はどうなっているのか。運営資金に対する経済効果をどう求めていくのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 松永議員の2点目のご質問でございます、観光振興について、1点目は観光協会の役割と運営方法についてというご質問でございます。2点目につきましては、阿波市独自の観光戦略についてというご質問でございます。

初めに、観光協会の役割と運営方法についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

観光協会につきましては、地域の自然また歴史、文化など、さまざまな情報をPRすることによって地域の発展と観光事業の促進を図っていこうとするものであります。阿波市観光協会も、観光事業の推進、また産業の振興、地方文化の交流・発展を図ることを目的といたしまして、昨年5月に設立総会を開催し、発足をいたしましたところでございます。行政とは別の組織として観光事業の推進また観光PR事業を行っております。

観光協会の基本的業務につきましては、観光案内、観光地の紹介、宣伝、観光客の誘致等であります。その役割につきましては、本市の観光振興をどのように図っていくかということであり、少しでも多くの観光客に阿波市に来ていただいて、そして阿波市で滞在をしていただくということであります。既存の観光資源とイベント等を組み合わせた企画を立て、阿波市の観光情報をしっかりと発信し、観光PR活動を行うことにより、市外からの観光客の誘致を図っていこうというものであります。

阿波市観光協会の運営についてであります、組織体制につきましては、会費を納めていただいて組織に協力をいただいております会員の皆様がございます。また、会長、副会長、理事、監事等による役員会がございます。そして、事務局職員、さらには各種イベント等を実施する際には、組織をいたしております実行委員会という組織があります。そういう組織から成っております。この組織体制により事業を企画し、実施をいたしております。

それで、協会の運営につきましては、会員の皆様から納めていただいた会費と市からの補助金で賄われております。平成23年度市からの補助金につきましては1,200万円余り、また会費につきましては、現在会員数が134件でございます。内訳を申し上げます。

すと、法人各種団体会員が49件、個人事業主会員が32件、特別会員、これ市外とか県外の方です、6件、個人会員が47件で、総額として約80万円ぐらいの会費となっております。今後は、市内外の方々に加入をしていただけるような魅力あるイベントの企画やPR活動を行うことで会員増も図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

次に、観光協会が設立したことによる効果というようなことについてでありますけれども、観光協会が発足したことにより阿波市の観光振興なり観光PRの拠点となる1つの組織ができたと思っております。阿波市の観光情報は、観光協会に聞けばわかるということで、市民の方々や、また市外からの問い合わせに対し、よりわかりやすく、またお答えやまた情報発信ができておると思っております。行政が行っていた事業に観光協会が加わることによりまして、その事業により柔軟性を持った発想や取り組み、またきめ細やかな充実した取り組みができておると思っております。また、イベント等に際しましても、実行委員会を組織すると、企画段階から市民の方々にも参加をいただき、より多くの方が参加する取り組みとなっており、その取り組みに幅が出てきたんでないかというふうにも思っております。それと、各メディアからの取材や記事の掲載もふえてきており、観光PR活動に効果を感じておるところでございます。

それで、観光協会が設立したことによりまして新たな取り組みとして、23年度恋成ドライブマップの作成等に手がけております。それと、農業後継者グループによりまして、東京での農産物PR活動を行いました。それと、切幡寺周辺におきまして蜂須賀桜の植樹事業を行いました。それと、ツイッターの講習会を実施しました。また、この3月18日は、観光協会のイベントとして、阿波deフェスタというふうなことで、この阿波市の本庁舎の北側の駐車場に特設会場を設けてのイベントを計画しておるところでございます。

続きまして、2点目でございます、阿波市独自の観光戦略についてということでお答えをさせていただきます。

本市の観光につきましては、国の天然記念物であります阿波の土柱を初め、金清自然公園、奥宮川内谷県立自然公園、四国霊場札所、柿原堰、吉野ウォーターパークとか、道の駅となり、それからゴルフ場、各種イベントや祭り、さらには御所のたらいうどん等、観光交流資源がございます。しかし、訪れる観光客につきましては、日帰り客がほとんどであります。年間を通じて繰り返して来ていただける、そして阿波市で滞在をしていただける、そのような観光客の誘致を図っていくことが課題であるというふうに思っております。

す。そのためには、特色ある観光交流イベントや伝統行事でもある祭りの開催、広域観光体制の充実とか、さらには観光のPR活動の強化、農林業との連携した観光の展開など、さらには市民のもてなしの心の交流など、多面的な取り組みを一体として推進し、いやしの里づくりを目指した取り組みが必要でないかというふうに考えておるところでございます。

平成24年度から年次計画を持って、安らぎ空間づくり事業といたしまして、阿波市の東西25キロ、阿讃山麓の大規模農道沿いを中心に、桜やもみじ等を植栽し、観光の拠点づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。また、昨年5月には、阿波市観光協会が発足をいたしました。本市の観光振興の拠点となる組織ができました。観光協会においても、観光イベントの開催等取り組んでいただいておりますが、24年度には、本市の観光振興を図るため、観光協会の中で中・長期的なプランの策定も計画がされております。今後も、市と観光協会が連携しながら、観光事業の推進を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それと、阿波市の観光資源についてでございますけれども、市といたしましても、本市の観光資源については、先ほど申しましたように、国の天然記念物である阿波の土柱を初め、市内にいろいろ観光資源が点在をしております。さらには、本市は県下有数の農業地帯であり、年間を通して豊富な農産物が生産され、農業を中心に発展した町であります。阿讃山麓の南面斜面傾斜地域に開けた平野と東西に流れる吉野川の景観、そして阿波市東西25キロに及ぶ農のある風景や農業の営み自体が観光資源であると考えております。既存の観光資源と農業や農産物を組み合わせた観光振興を今後は図っていききたいというふうにも考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 観光協会の役割と運営については、運営費、市の補助が1,200万円で会費が80万円ということで、市の補助を中心に運営がされていくのかなと思います。ただ、今後とも阿波市の財政状況も厳しくなりますので、やっぱり費用対効果をしっかり見詰めた運営をしていっていただきたいと思います。

それから、1点だけちょっと再問させてほしいところがあります。

阿波市独自の観光商品の開発をどのような方法で進めていくかという質問の中で、観光資源を見つける、観光商品にする、観光サービスにつくりかえる、そしてできたもんをサ

ービスを提供する、それから発信して、それを売るという4つの中で、阿波市の独自性を、例えばサービスとか観光商品は、連携の中で観光協会とか専門家がつくっていくんだらうけど、観光資源を見つける部分で阿波市の独自で何かやる方法があるのかどうか。この部分を1つと、それともう一つは、今なんか全国的にも外国人観光客、ここがターゲットになってますよね。阿波市における外国人の観光客の戦略、引っ張り込める戦略って何かあるのか、この2点だけお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 松永議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

観光資源についてのご質問であったかと思います。

阿波市におきましては、現在観光資源につきましては、市内に点在する観光資源、また地域で眠っている伝統行事等を掘り起こして、1冊の冊子としてまとめる作業を行っておるところでございます。これにつきましては、今年度中にでき上がるというふうなことになっております。将来的には、この冊子につきましては、順次追加をするというか、充実をさせていくという形で、阿波市の観光資源として、この冊子をもって活用していきたいというふうに思っておるところでございます。

それと、観光資源をだれが商品化するのかという……。

（7番松永 渉君「いいです」と呼ぶ）

そういうふうなことで考えておるところでございます。

それと、外国人の観光客の戦略というふうなことでございますけれども、今具体的にどういうふうな戦略を持つかっていうふうなことについてはまだ持っておりませんが、今後行政と観光協会も発足をいたしておりますので、その中で十分協議をさせていただきながら、外国人の観光客に対しての方策というふうなことについても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 新たな観光資源を見つける部分については、現存の分とかイベントもあるんですけど、できたら、僕なんかは、各小学校校区で、そこいらの住民に観光商品をつくり出していく、資源を見つけてもらう方法なんかもとってほしいなと思います。

それと、外国人の観光客戦略なんですけども、今の多分うちの観光場所とか、今まである現存のもんじゃないなくて、阿波市としたら県下一の子育て支援とか、教育があるんですか

ら、逆に参観日をやるとかね、観光で、阿波市のすばらしい子育て支援と教育の場を見せるとか、それとか安全・安心、有機農業も今発展しますけど、どうも安全の農業の研修のためによそから観光客を引っ張ってくるとか、そういうこともまた考えていってほしいなど思っております。

阿波市においては、観光協会もでき、恋成たらしいどんや観光マスコットキャラクター募集等、新たな観光振興事業が動き出しています。私自身も大いに期待しているところでありますし、どうか頑張ってくださいと思います。

阿波市の観光振興については、観光ニーズが、いやし、味覚、体験、医療など、多様化、高度化する中で、観光施設の整備ではなく、地域内外の人々の出会う場所を提供し、その交流でさまざまなメリット、知恵、労力、情報、賃金などを地元に戻元することが必要であると思います。これからの阿波市の観光は、市民の交流事業を観光資源として、市民と観光客の交流を深める、交流型観光を進め、人の交流により地域を豊かにするとともに、人口減少に歯どめをかける。例えば、農業立市の阿波市においては、放棄地や遊休地を観光資源として活用する、これらの土地の開拓や整備を観光客やボランティアとの交流事業で行い、整備された土地を利用し、交流や移住を目指す交流定住型観光を提案し、この質問を終わります。

次に、公共事業の入札についてであります。

阿波市においては、水道と土木の指名資格を持つ業者が、水道事業か土木事業かどちらか一つしか入札指名を受けられないのはなぜか。また、舗装と土木、電気と水道などは、どちらにも参加できることとの整合性をどう説明するのか。さらには、徳島県では、管工事と土木、資格さえあれば、両方に参加できる。法律上の資格を持ちながら入札に参加できないのは、法のもとの平等に違反すると思うが、見直すことができないかどうか答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 松永議員の公共事業の入札で、水道、土木の指名入札についてということで、答弁させていただきます。

まず、指名願の受け付けでございますけども、毎年1月から2月にかけて指名願の受け付けを実施しております。この中で、建設工事に係る指名願について簡単に説明させていただきます。

ご承知とは思いますが、建設工事は、建設業法によって、土木一式、建築一式、防水工

事など、28業種が決められております。建設業を営むには、それぞれの業種について許可を受ける必要があります。また、公共工事を直接請け負うためには、さらに徳島県が実施している経営事項審査を受けなければならないことになっております。これらの条件をクリアして指名願の受け付けを実施しているところです。

お尋ねの建設工事の希望工種につきましては、指名願い時に希望工種の記載をしております。この希望工種につきましては、たくさんの工種があるため、一定の制限を設けているところでございます。阿波市におきましては、具体的には、土木系工事につきましては3工種以内、建築系工事につきましては1工種、その他の工事は2工種以内で、なおかつ最大で4工種としております。この方法は、徳島県と同様であります。制限を設けることにより、より多くの業者に工事を実施してもらい、過当競争を避けることがあると考えております。

阿波市では、この制限に加え、水道工事を希望した場合には、土木一式、建築一式、舗装工事は希望できないというルールがございます。これも、さきに述べましたように、より多くの業者の方に請負の機会を与えようということから、合併時から運用してきたところでございます。

なお、合併以前の状況を申し上げますと、阿波町、市場町、吉野町につきましては、同様の制限を合併前にも設けておりました。土成町につきましては、同様の制限を設けておりましたが、合併直前に制限をなくしておりました。このような状況もあり、合併後も同様の方法で現在まで運用してきているところでございます。また、県内の他市の状況ですが、阿南市のように1業者1工種に制限しているところから、三好市の制限なしまで、いろいろな考えで実施をしているようであります。阿波市の場合、旧4町の時代より、水道工事を希望した場合に制限を設けておりますが、これは水道工事がある程度安定的に発注されていること、指名対象となる業者数のバランスがとれていることが前提条件にあると考えております。

各業者におきましては、公共投資が減少している中、いろいろな企業努力をされていると思います。この制限によって、水道工事を希望することによって、土木工事や建築工事が請け負うことができないというのも事実であり、この逆もまたしかりでございます。

また、平成20年度には、阿波市内の建設工事の指名願の申請業者数が143社から来年度平成24年度には102社に大きく減少しております。これらの状況を踏まえまして、今後より適正な方法について入札制度検討委員会の中で検討をしてみたいと考えて

ておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 適正な方法として検討をしていただければいいかなと思ひます。

公共事業が激減し、地元業者の廃業が増加する中で、公共事業の配分による指名規制もわかりますが、本来地元産業の育成は、事業者の経営能力や技術力を高め、国内的にも国際的にも競争力のある産業を育てることであります。資格業者を規制し、事業の競争力を低下させ、仕事を分け合う、税金による生活保障ではないと思ひます。また、行政の仕事は、国民の税金をより効率的に行政サービスへつなげることであります。公共事業は、参加の自由と入札の競争により最少の税金で最大の効果を上げる行政の使命を果たすことを望み、この質問を終わります。

次に、資源ごみ持ち去りについてであります。

阿波市においては、阿波市のごみ回収場所から資源ごみは無断で持ち去り、阿波市に財政的損失を与えている者が存在するのかどうか、また対策はどのように取り組まれているのか、さらには資源ごみ持ち去り禁止条例を制定し、資源ごみ無断持ち去り対策を強化する考えはないのかどうか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 松永議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、資源ごみの持ち去りについて、1点目といたしまして現状と対策について、2点目といたしまして資源ごみ持ち去りの禁止条例についてということでございませう。

最初に、現状と対策でございませう。

本市が売却してあります資源ごみは、空き缶などの金属類、古紙、ペットボトルなどがございませう。ご指摘の資源ごみは、主にアルミ缶などの空き缶かと思われまますが、この缶類の資源ごみは、毎週水曜日に市内全域、約680カ所のごみステーションから回収をいたしてあります。現在、空き缶はアルミ缶を主として、業者買い取りの市場価格が高いことから、平成22年度において資源ごみ売却金の約66%を占めてあります。22年度空き缶の回収量は121トンで、売却代金は約682万円でありました。また、23年度につきましても、4月から9月までの上半期は68トンで、売却代金として約405万円と、昨年同期を上回っております。

市民の方が時間を割いてきちんと分別をして出していただき、リサイクルをしてくださっている中、資源ごみの持ち去りがあることは、市としても認識をいたしております。しかしながら、持ち去り行為による持ち去り量やその被害額は把握できていないのが現状でございます。市には、年間、四、五件の持ち去りの目撃情報をいただいております。通報の内容といたしましては、アルミ缶だけをより分け、自転車で持ち去る者や収集前に収集かごを持ち上げ、トラックへ空き缶を積み込みしているなどの情報がございます。市としても、持ち去り行為を発見した場合、その者に注意をし、持ち去りを防止するための指導を行うようにしております。しかし、道路上などのごみステーションに出された資源ごみは、法的にだれのものでもないと解釈されており、それを持ち去ったとしても犯罪として取り締まることが困難な状況でございます。今後においては、資源ごみを持ち去らないようごみステーションに警告表示をすることも考え、市民の方からの情報をもとに、市職員によるパトロールの実施や持ち去り行為を発見したときには、やめるよう注意、指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、資源ごみ持ち去り禁止条例についてでございます。

資源ごみをごみステーションから収集し、運搬することを禁止したり、ごみステーションに出された資源ごみの所有権をその自治体に帰属させたりする持ち去り対策としてつくられた条例は、県内外の自治体でも制定されております。県内では、吉野川市や藍住町、石井町などにおいても制定されております。条例を制定した市町村においては、持ち去り行為が減少したとの報告がありますが、その条例の実効性を維持するため、各ごみステーションへ警告表示の看板を設置したり、取り締まる要因をふやし、パトロールを実施している状況もございます。条例は、精神的な規範や単なるスローガンであってはならず、一時的に持ち去りが減少するだけのものであってはなりません。市民の皆さんが苦勞して分別した資源ごみの持ち去りは不適切な行為で、許されるものではございません。しかし、市の注意、指導には強制力が伴わず、対応に限界がありますことから、今後条例という強制力をもって持ち去り行為をなくす取り組みが最善かどうかも含めて、持ち去り行為を容認しない体制づくりの検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 本当に、条例がないために市民とのトラブルがあったり、治安が悪くなったりしてますんで、十分に検討、研究していただきたいと思っております。

阿波市は、資源ごみの無断持ち去り禁止の看板や監視パトロール、条例制定等、実効性のある対策を行い、資源ごみ販売による収入の減少を防ぐだけでなく、資源ごみの無断持ち去りが常態化し、市民とのトラブルの発生や農機具等の窃盗事件が増加している中、高齢化が進む地域の治安の悪化を防ぎ、地域コミュニティの安全・安心の向上、ひいては市民の生命と財産を守るためにも、早急に取り組むことを望み、この質問を終わります。

次に、自殺予防についてであります。

平成10年以来、日本全体で毎年3万から3万5,000人にも及ぶ自殺者を数え、本県でも200名近い尊い命が失われています。自殺対策については、本人もさることながら、社会としての支えも求められています。昨今の混沌としたストレス社会を反映して、自殺者はふえる傾向にあり、より強力な自殺予防運動を推し進めていかなければなりません。阿波市における自殺者の状況、どのような対策に取り組んでいるのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 松永議員からは、5点目の自殺予防について、状況と対策ということでお答えを申し上げます。

まず、状況についてでございますけれども、我が国の自殺者数、平成10年に3万人を超えてから、高い水準で推移しております。平成22年には3万1,690人、平成23年には3万584人となっております。

徳島県の状況は、平成20年の174人を境に徐々に減少し、平成23年は150人となっております。また、徳島県は、人口10万人当たりの自殺者数は、平成10年以降はほぼ40位台で推移しております。平成22年は、44位となっております。自殺未遂者は、自殺者の10倍と言われております。自殺や自殺未遂によって周囲の人々も心理的に大きな影響を受けます。このようなことから、自殺は深刻な社会問題となっております。自殺原因の第1位は健康問題46.6%、第2位は経済・生活問題19%、第3位は家庭問題10.3%となっております。1つの原因だけでなく、さまざまな原因が関係しており、個人の問題として片づけられない社会的要因がその背景にあることから、自殺予防対策は社会全体で取り組む必要があると考えています。

次に、対策でございますけれども、平成21年度より自殺予防啓発事業を開始し、自殺予防講演会とパンフレットの配布を行いました。平成22年度は、人材養成のための講演会と広報阿波にパンフレットを折り込みして配布いたしました。また、自殺予防普及啓発

月間にACNにて自殺予防の啓発を行いました。平成23年度におきましては、命を守るための悩み事相談4回を実施しております。12月2日の特定健康診査事業の街頭キャンペーンと合わせて、自殺防止予防のキャンペーンを実施いたしました。12月3日の健康フェアin阿波の会場でもキャンペーンを実施しています。また、1月2日の成人式出席者の方に自殺予防についてのパンフレットを配布いたしました。今後の計画では、3月18日、阿波deフェスタの会場でも自殺予防呼びかけというような計画でございます。今後も、自殺防止を呼びかけるため、いろんな機会を通して命の大切さを訴えていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 徳島県は何か減少しているということで、うれしいことであります。ただ、内容を見ますと、30から60歳の一番働き盛りの男の人が一番多いみたいです。なおかつ、健康問題が一番、さっきも言われましたように46.6%ということになります。徳島県、逆に自殺は少ないんですけど、糖尿病の死亡率って日本一なんですよ。そこいらも含めた、やっぱり健康の問題がかなりありますんで、本当に健康推進課がいろいろ取り組んで、健康問題について取り組んでくれることも大きな成果になっていくと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

そこで、最後にちょっと1点だけ再問をさせていただきます。

阿波市においては、本年度4月阿波市吉野町に設置を予定しています徳島県自殺予防協会県央支部への幅広い支援をお願いするとともに、いのちの電話運営のためにはボランティアとしての相談員が不可欠であります。その確保のために、阿波市として積極的な支援に取り組んでもらいたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 松永議員の2点目の県央支部の行政支援ということでお答えを申し上げます。

社会福祉法人徳島県自殺予防協会県央支部が、阿波市吉野町の柿原公民館内に平成24年4月に開設される運びとなっております。県自殺予防協会は、徳島市に本部を置き、阿南市、三好市に支部があります。150名の相談員と事務、運営、研修など、約700名の方がボランティア事業に登録し、年間1万6,000件の相談活動や啓発推進事業を推

進んでいます。このたび、阿波市に支部が設置されるに伴いまして、阿波市、吉野川市、美馬市、上板町、板野町の協力により、支援館員や相談員ボランティアを募集されると聞いております。

議員ご質問の県央支部の行政支援でありますけれども、支部の活動により、自殺者が出ないような自殺予防運動が推進されることを望んでおります。市といたしましても、今後可能な限り協力をしていきたいと考えております。

それで、社会福祉法人県自殺協会の通称「いのちの電話」というようなことで、県央支部柿原公民館に24年4月1日に開所されるということで、今後支援、ご協力をあわせてお願いするところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） バーチャルの中でも命にかかわるボランティアやし、昼夜を問わず、大変な相談員になると思いますので、市のほうも十分に本当に支援できるところは支援してください。

市長に答弁いただきましたんですけど、今回の設立にもかなり市長のほうも協力してくれたという話も聞いておりますので、結構でございます。

自殺者は、30から60歳代の働き盛りの男性が一番多く、健康問題が大きな原因になっています。自殺予防対策は、行政が行う社会保障の中でも、命を守るという生活保障の根幹をなすものであります。阿波市としても、命のセーフティーネットの役割を担う自殺予防対策はしっかりと取り組まなければなりません。阿波市にできる命の希望、徳島いのちの電話県央支部自殺予防拠点については、今後においても十分な支援を望むとともに、県央支部設置において、ボランティア精神を持って献身的に取り組まれました野崎市長や阿波市議会議員を初め、多くの関係者のご努力に敬意を表するとともに、今後の活躍を祈念し、私のすべての質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで7番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

（6番 笠井高章君 退場 午前11時10分）

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、16番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○16番（香西和好君） 議長の許可をいただきましたので、16番香西和好、平成24年第1回阿波市議会定例会での一般質問をいたします。

質問に入る前に、昨年3月11日に起きました東日本大震災での被害に遭われた方々の一日も早い復興ができるようご祈念いたしておきます。

それでは、今回3点について質問を通告しております。

第1点目に、自転車事故防止のための自転車安心・安全条例の制定について、第2点目に阿波の土柱の保全対策について、第3点目に少子化対策支援事業について、以上3点通告をさせていただきます。順次質問いたしますので、明快な答弁を求めます。

それでは、1点目の自転車事故防止のための自転車安心・安全条例の制定について。

現在、交通事故が減少する中で、自転車による事故が全国的に、また徳島県内においても増加しており、各自治体は、事故防止のために道路の交通法の厳守、マナー向上への啓発活動、事故に備えた自転車保険等が検討されております。健康志向やエコブーム、東日本震災時の公共交通機関の混乱で、自転車の利用者は増加し、国内保有台数も自動車に匹敵する6,900万台に上り、仕事、児童・生徒の通学等、交通手段に自転車を利用する割合は高い水準になっております。こうした中、徳島県内においても、自転車による交通事故が増加しており、平成23年末の自転車が絡む人身事故が824件、死者9人となっております。また、平成22年の徳島県内の交通事故数は5,382件、死者44人、死傷者、けがをした人6,499人、このうちの子供の交通事故が194件、死者はゼロでございます。けがをした人362人、このうちの44.2%、160人が自転車乗車中の事故であります。事故の原因は、飛び出し、無灯火、運転マナーの悪さ等が事故を招いた要因となっておりますが、こうした痛ましい自転車事故防止とマナー向上のために、阿波市自転車安心・安全条例を制定して対策を講じるべきと考えますが、答弁を求めます。

第2点目に、道路交通法が改正されて、自転車の通行要件が変更になったが、自転車を利用する児童・生徒、また一般市民に対してどのように周知をしているかお尋ねをいたします。

今回の道路交通法の改正により、警察庁交通局から自転車に関する交通秩序制度化を図り、自転車の安全利用を促進するために、国及び地方公共団体に対して指導する内容文書

が出ているが、周知をしているか。この点についてお尋ねいたします。

第3点目に、自転車による事故を起こし、高額な賠償金を支払う事例があるが、事故に備えた対策として、自転車保険を導入してはという質問でございます。これにつきましては、現在自転車通学をしている児童・生徒に対しての保険、また現在の教育現場の実態はどうなっているか、自転車で通学をしている児童数は、事故対策として保険等はどうか、これは教育関係部署と市民サイドの市民部長に答弁を求めます。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 香西議員の自転車安心・安全条例の制定についてということで、自転車の安全な利用を促進するため、自転車を利用する者の意識向上を図るために市条例を制定してはどうかということにお答えさせていただきます。

阿波市内の自転車の利用状況を見ますと、自転車通学を行う中学生と高校生が大半を占めていると思われれます。そのほかにも、放課後や休日に小学生が自転車に乗って活動していますし、高齢者や運転免許を持たない方も日常の足として自転車を利用しております。車での移動が生活の中心となっている阿波市におきまして、市の交通安全対策の向上を考えていく上で、対自動車との関係を見ましても、自転車の安全利用は大切な課題の一つであります。特に最近、ピストと呼ばれるブレーキが備わっていないトラック競技用の自転車が町じゅうを走ったりして、社会問題となっているなど、大都市を中心にではありませんが、自転車の安全利用が特に注目されているところでございます。阿波市におきましても、各学校や警察署など、関係機関と協力して自転車安全利用の向上に努めているところでございます。

また、自転車安全利用の条例等についてでございますが、大都市などでは条例が制定されているところもあるようですが、徳島県におきましては、徳島市や近隣の吉野川市で放置自転車に関する条例はあるものの、自転車の安全利用につきましては、県内にはまだ例がないようでございます。しかし、自転車安全利用に関しては大変重要なことですので、条例の制定につきましては、自転車安全利用の先進地や阿波市と同様の地域の状況などを調査しまして、阿波警察署など関係機関ともよく協議してまいりたい、このように考えております。

続きまして、2点目の道路交通法が改正されて自転車の通行要件が変更になったが、自転車利用者、一般市民にどのように周知しているかということについて答弁させていただきます。

きます。

ご承知のように、平成20年6月1日から道路交通法及び施行令の一部が改正され、これまで道路標識等により自転車が歩道を通行できる場合があったことに加え、新たに児童や幼児が自転車を運転する場合や70歳以上の方が自転車を運転する場合などについて、歩道を通行できる場合があるとの改正がございました。また、警察署においては、免許証の更新時や高齢者への交通安全指導の折を利用しまして、改正点についての指導も行っているところでございます。この改正点につきましては、多くのマスコミが番組を通して流しておりましたので、見聞きした方も多かったのではないのでしょうか。

阿波市としても、高齢者や子供が自転車事故にかかわらず、痛ましい交通事故に遭わないように、阿波警察署や交通安全協会などを行っている街頭啓発活動や阿波市交通安全教育指導員による指導、阿波市交通安全指導員や交通安全協会、交通安全母の会などの各種団体による交通立哨を今後も続けていただき、事故に遭う市民が一人でも少なくなるように活動していきたいと考えております。

続きまして、自動車保険の導入についてでございますが、自転車が加害者になる事故につきましては、平成23年に阿波市内で1件発生しております。賠償責任を負わされた家族にとっても、その被害に遭っても、経済的損失は大きいものがございます。

市としましては、このようなことが少しでもなくなるよう、教育委員会、警察署、各種団体とともに、交通安全指導を継続してまいりたいと考えております。また、起こってしまった場合の賠償に関する保険に市民の皆様が加入されるよう広報にも努めてまいりたいと考えております。

なお、児童・生徒に関しましては、教育委員会のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 香西議員のご質問であります2点目の学校での児童・生徒に対する周知についてお答えしたいと思います。

道路交通法の改正が平成20年6月に施行されたことも踏まえまして、市内の各小・中学校では、年間を通じての学校安全計画を立てております。そして、学校ごとに交通安全教室を開催し、夕暮れどきの反射材用品の活用と自転車の点検整備についての指導をいたしております。

また、阿波署や青少年育成センターの協力をいただきまして、自転車の安全な乗り方や

正しい駐輪の仕方、それから夜間のライト点灯の徹底など、交通ルールの理解と交通マナーの向上が図られるよう、児童・生徒の安全な通行を指導いたしております。特に、車道の左側を通行することや、歩道を通行する場合においては、歩行者を優先し、二人乗りや傘差し、携帯電話、ヘッドホン使用などの危険性を再認識するよう指導を徹底いたしております。これからも関係機関と連携しまして、学校におけます道路交通法並びに交通安全教育の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、3点目の事故に備えた対策として、自転車保険を導入してはどうかというご質問についての学校での導入の状況についてお答えしたいと思います。

今年度の市内小・中学校の児童・生徒による自転車利用時の事故は、現在までに交通事故、それから簡易な事故も含めまして20件発生いたしております。また、市内中学校の自転車通学の生徒数は、全生徒数の96.5%に当たります1,017名が自転車通学をいたしております。学校での登下校中や部活動、それから授業中など、学校管理下で本人が受けた負傷、けがですね、これについては、日本スポーツ振興センターの災害共済によりまして保険給付が受けられるように、市内の幼稚園、それから小学校、中学校全員が加入をいたしております。しかし、先ほど議員がおっしゃられましたように、近年は自転車の利用者が加害者となる、そういった事故が増加傾向にあります。加害事故、被害事故による賠償責任は、年々高額になり、精神的な、また経済的な負担ははかり知れないものがあります。こうした事故に対応するものとしたしまして、徳島県PTA連合会の自転車総合補償制度があります。補償内容は、自転車で走行中に歩行者にけがを負わせた場合の賠償責任補償と自転車で乗ってしまして転倒した場合の障害の補償等があります。掛金は、補償内容によりまして最高2億円の補償で、年間の掛金が4,000円、それと1億円の補償があるのが2,500円といった2種類がございます。中学校では、機会をとらえまして、特に保護者に対しましてこの保険制度の周知を進めております。現在のところ、この保険加入者は市内全部で92名、加入率にいたしまして9%であります。年々増加傾向ではありますけれども、これは保護者の任意ということで強制ができないのが現状でございます。教育委員会といたしましても、加害者となった場合の負担の軽減のためにも、この保険の加入率の向上に向けまして、さらに制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま両部長から答弁いただきました。総務部長からの答弁では、自転車の条例はないというようなご答弁だったかと思えます。また、交通事故とか、そういう防止のために、交通安全教育っていうんですか、そういうんを行っているというお話がありました。今回のこの後期の基本計画の中にもそういう教育を現在やっているという内容の文言が入っておりますけど、これ年に何回交通安全教育をやっておられますかね、教育関係も両方で。これ1回やそこらでは、この周知がなかなかできないと思うし、大変と私は考えるわけでございます。特に、先ほど述べましたように、子供の交通事故ですね、後期の基本計画書の中にも実態があるんですが、これ私も市場警察署でいろんな資料をいただいてまいりました。それで、平成21年の子供の事故だけで、平成21年が212人です。それと、平成22年が194人、そういう子供の事故が起きて、なぜ子供の事故、特に自転車に絡む事故を私言ってます、自転車に絡むね、普通の事故でなしに。その事故で、なぜ事故が起きるのかということで、ワースト5ということであらわして、説明しておるところでございます。

第1に挙げられるのが、自転車で交差点安全進行の違反30件、それから2点目、自転車で優先通行妨害の違反25件、自転車で一時不停止の違反24件、歩行中の飛び出し違反22件、それから自転車で徐行違反16件、このような結果になつとんです、児童の事故を起こす原因としては、また違反ということで。こういうことを何回またやっとなるかお聞きするんですが、年に1回ぐらではなかなか周知ができないと思うんです。時あるごとに、こういうことを時間を見詰めて、機会を見つけて、児童・生徒に周知をしていただきたいと思えます。年何回交通安全教育をやっているのか、その点と、阿波市の子供の事故の実態です。23年度13件起きています。その中で自転車事故は9件、これ死亡には至ってないんです。毎年13件ぐらいが起きるということです。死亡にはなっておりません。ということで、痛ましい子供とか、大人も一緒ですが、事故が起きる前の対策として、先ほど述べましたように、先進地ですかね、皆インターネットで引っ張り出して条例の内容はご存じと。京都です。京都で、この条例ができて、ちゃんとこれ私も持ってますが、いっております。ですから、そんな先進地の条例をもとにして、条例つくるにしたなら、いろんな自治体も調べ、またいろんな形の広い分野での調査も必要と思われませんが、こういう条例の中におきましてでも、こういう事故防止のための条例が含まれております。これをもとに、私個人的に考えるんですが、道路交通法をもとにした条例ができるとような感がいたします。何千万円も、これ私は予算かけてつくる条例では、予算が要らん

と思うんですがね、条例ね。

県のほうでも、これ先日の徳島新聞ですが、こういう皆さんご存じですよ、12月20日付で、自転車事故が非常に多いということで、強化月間を設けまして、第2月曜日は重点日ちゅうことで、徳島県下の交通事故の多発地帯、阿波市が事故はあるんですが、まだ入っていません、死亡事故とか、そういう事故があるところを重点に毎月ね、毎月ですよ、必ずやっていくちゅうことで、これやっとなです。（新聞記事示す）これ自転車事故多いちゅうことで、子供も大人も含めて。ということで、私はこの自転車教育に対しての時間を年に何回かとして、この周知をしていただきたいと思いますというわけでございます。

それと、道路交通法については、先ほどお答え願ったと思うんですが、既に電柱とかに歩行者のマークと自転車の絵が載った丸い看板が徳島市内も阿波市もあります。ちょっと最近では、自転車ゾーンちゅうんですか、レーンちゅうんですかね、そういう表示をしている。市内でもしてます、自転車通ってもよろしいということで。今のあれです。今度、道路交通法が改正されまして、児童6歳以上13歳未満や幼児6歳未満が運転する場合、これも通行可能なんです。こうなったんです。それともう一件は、70歳以上の者が運転する場合、それともう一点は、車道を通行することの支障を生じる程度の身体障害者の方ですね、この方はいけるんです。それでまたは、車の車道の障害物とか、そういうものがあつた場合は、臨時に通れるというようなことがうたわれとるわけですが、新しくなつたんかご存じと思うんです、これ。ほつたらこれを周知をするように各自治体にこれ来とると私は思います。警察署のほうの交通対策本部が決定したものが警察庁交通局から出とんです。その内容によると、こううたわれてます。自転車事故が増加するとともに、自転車が歩道が無秩序に通行している実態を踏まえ、今般自転車の歩道通行要件の明確化等を内容とする道路交通法が改正されました。先ほど言ったとおりでございます。それで、自転車の安全利用を促進するために、国及び地方公共団体は次の措置を講じるものとする、こううたわれとるんです、地方公共団体は。ほんでいろいろうたわれとんですが、自転車安全利用の5則ということで、先ほど言いましたように、自転車は車道が原則、歩道は例外とか、こういうようなこと。歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行と。安全ルールを守る。飲酒運転、二人乗りは、また並進、並んでいくのは禁止、夜間はライトとか、携帯電話はここに載ってないんですが、交差点での信号厳守、一時停止の確認、また子供はヘルメットを着用するというようなことをいろんな交通安全の教育の場でこれを徹底するような警察庁長官から出とると思うんです。ほんで私がこれが強調して、こういう出とる文書

を事故が起きる前の対策として何回か教育現場も、市民に対してはこういう交通法の変更になったことも、防災無線、また阿波の広報等で周知をしていただきたいために、今質問をしているわけなんです。

それでまた、保険については、事故を起こした場合は、何も補償とか、損害とかせないけません。事例を紹介いたしますけど、成人の場合です。成人が昼間信号表示を無視して、高速度で交差点に進入、黄信号で横断歩道を横断中の女性55歳と衝突、女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡したと。これ裁判所で5,438万円を支払いなさいと、これ判決が出とんです。払わないけません。もう一点は、これ高校生ですが、夜間携帯電話を操作しながら、無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師57歳女性と衝突、看護師に重大な障害、手足がしびれる、歩行困難が残った。この判決については5,000万円。もう一点紹介しますが、男子高校生が、朝赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工の男性が運転するオートバイと衝突、旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡したと、4,043万円。これ実態なんです、最近の。これなかなか今こそ自動車とか保険があって、いろいろ解決策があるんですが、保険がなかったら、これ大変なことになる、こういう金額を支払えと来たら。ということで、私は、先ほど述べましたように、教育現場の児童・生徒、いつ事故を起こすかわかりません。教育現場では、この保険を特に私今回強調するんは、教育現場においての通学している児童・生徒に対して保険をこれもできるものなら、行政が負担をして、子育て支援の一環としてこの保険をぜひ導入してもらいたい。また、市民に対しては、また児童と一緒にはいきませんが、そういう形の内容をぜひ今私が紹介した事例を周知して、保険に加入するような対策をとっていただきたいと私は思うわけですが、その点についてご答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） お答えいたします。

まず、1つは、学校におきまして交通安全指導をどの程度しておるかということからです。

私も、実は子供たちが登校する時間帯が7時過ぎから8時の間なんですよ。そのときに、救急車が走っているのが、ほとんど毎日のように聞こえてきます。大変心配にはなります。学校からそういった報告がなければほっとする朝であります。

何回指導しておるかということなんですけども、極端っていうか、言うなれば毎日のようにしております。というのは、交通安全教室としては、これは新入生のときには必ずや

っておりますが、あといろんな場所で、もちろん毎月の交通立哨から始まってありますが、中学校、特に自転車通学している中学生におきましては、いわゆるホームルームの場で子供たちにはしつこいぐらい交通安全には十分気をつけるようにということは本当に言っていただいております。命の大事さ、また交通事故によって、尊い命をなくするということがないようにということで、本当にこれは何回かと言われますと、ほとんど毎日のように注意をしていただくという方向で今も言っていただいております。また、大きくは交通安全教室を言いましたけど、あと全校集会とか、あるいは毎朝の校門に立っての状況指導、こんなこともやっております。

それから、保険の加入のことなんですけども、このことについても、実は私は2日ほど前に中学校長会ありました。そのときにも、1月にも申し上げましたけども、再度おとといですか、この保険の加入については強く保護者にお願いしてもらいたいということを申し上げましたところ、校長は、PTA総会とか、あるいは入学式するときには必ず具体的な例をもって保護者に呼びかけていきたいと、こういうような力強いお答えをいただいています。これは非常に大事なことなので、今後はしっかりと加入していただくようお願いをしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 先ほど答弁した学校で、父兄とか、そういうPTAの方に呼びかけるのも非常に大事なことです。学校で保険を導入して掛けていただいたらと思います。それで、先ほど教育次長が答弁いただきました年間4,000円で4億円だったかね、補償ができる。

（教育次長西村賢司君「2億円」と呼ぶ）

2億円ですか。2億円ですか。大変な額で、そら結構なことですが、私もちょっと資料を調べたら、こういう保険があったんで、ご紹介して、格安でもあるので、ぜひ教育現場で導入していただいて、また総務部関係では、市民にしっかり呼びかけていただきたいということでちょっとご紹介をさせていただきます。

自転車の、先ほど言いよったように、対人事故で、賠償が高額化する中、事故に備えた保険が広まり始め、自転車購入時1,000円程度の手数料を払って、自転車に張る日本交通管理技術協会のPSマーク、これは対人仕様で、最高2,000万円まで保険がついてる、1,000円程度で。もう一点は、民間保険会社の自転車保険も次々と現在販売さ

れ、—————自転車向け保険、—————（18字取り消し）も月100円の保険料で1,000万円まで個人補償をカバーする100円自転車プランを販売してると。また、本年1月からは、月額410円で賠償総額最大1億円まで補償するプランも開始していると私は承知しております。くどいようですが、この格安の保険料を研究調査していただいて、私が今紹介した、こういう格安の保険料でいけるんならば、ぜひ教育現場で、また行政で、財源的なこともあるんですが、ぜひ導入をしていただきたいということを最後に、これ教育現場の方から、教育長ですか、答弁いただけますか、今紹介した、この格安のこういうプランがあります。2億円、3億円の補償でなしに、まず保険を通学している児童・生徒が全員が加入する。加入するときは、父兄の周知するんでなしに、学校が責任持って児童に全員に加入させると、事故対策のために。それで、こういう格安のプランを100円で1,000万円ですから、そういう保険をまず導入すると。これに対しての最後の教育長、答弁お願いします。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 香西議員の再々質問にお答えいたします。

格安の保険があるから、全員の方に加入を。私は、基本的に非常に大事なことだと思います。これは、任意保険ということもありまして、私は今後校長会のときにはしっかりとそのあたりの説明しながら、できるだけ多くの方が加入していただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） では、次の2点目の土柱の保全対策について質問をいたします。

この質問は、前回は質問させていただきました。2008年、平成20年に約5カ月かけて調査した土柱の結果が、2009年、平成21年12月6日、調査をした阿波学会から報告され、土柱の崩壊の原因は、2004年に相次いだ台風と土柱に生えた樹木が要因と言われております。また、阿波学会の調査を担当した徳島大学大学院の石田教授は、当時も崩落を招く樹木は数十本ある、今からでも遅くない、土柱は阿波市にとどまらず、徳島県が誇る文化財だ、市は国や県と協力して一刻も早く保全対策に取り組んでほしいとの緊急を要するこの報告がありましたことはご承知のとおりと思います。前回私が土柱の保全対策について質問をいたしました理事者の答弁では、2011年度から2年計画で阿

波の土柱緊急調査委員会を設置し、保存に関する調査、2012年度後半に緊急調査と並行して保存管理計画策定すると、こういう内容でございました。またもう一つ内容では、具体的な調査の方針、調査の実施の要綱、調査費の精算等々となっているが、現在の進捗状況はどうなっているか、この点をまずお尋ねをいたします。

また、阿波の土柱緊急調査委員会の委員は、どのようなメンバーで構成されているか。前回調査をした阿波学会のメンバーはどういう方であるか。もう一点は、今回設置になった阿波土柱緊急調査委員会の委員に前回調査をした阿波学会のメンバーが入っているかいないか、この点をお尋ねします。

それともう一点、平成23年度阿波の土柱緊急調査委託業務260万円計上となっております。工期、平成23年11月7日から平成24年3月19日となっております、工期もあつたはずであるが、事業内容と現在の進捗状況をお尋ねをいたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 香西議員からの2点目であります阿波の土柱の保全対策について、1点目が、文化庁から土柱の保全対策の実施方法について調査を求められているが、現在の進捗状況はどうなっているのかという質問にお答えしたいと思います。

文化庁より求められております保存管理計画の策定につきましては、平成23年度と24年度の2カ年事業で保存管理計画を立てることを目的に調査事業を進めているところでございます。平成24年度、来年度の整備は、保存管理計画の調査報告書はできる予定となっております。本年1年目の進捗状況といたしましては、波濤ヶ嶽、これの地質調査と植物の基礎調査を実施いたしました。またそのほかにも、4カ所あります土柱、不老嶽、それから橙籠嶽、橘嶽、筵嶽、この土柱関連区域の現状調査も実施をいたしました。その内容について少し説明させていただきます。

波濤ヶ嶽の地質調査では、クラックです。これは、土柱層に発生しているひび割れでございます。それから剥離、これは土柱層の表面の一部がはがれた痕跡、それからせん断面、これは重力によりましてずれが生じた断層面のことでございます。このような危険性のある箇所を今回できました。また、土柱関連区域の現状調査では、4カ所あります、ただいまの土柱の保全ルートの検討も行いまして、本年度1年目の調査事業については完了をいたしております。

次に、2点目で、議員ご質問の阿波の土柱緊急調査委員会の委員のメンバーは、どのようなメンバーであるかということでご質問にお答えしたいと思います。

本事業に関しましては、調査全般の指導や助言をいただくために国指定天然記念物阿波の土柱緊急調査指導委員会を昨年の7月に設置いたしまして、5名の委員の方に委嘱をいたしております。その委員構成につきましては、委員長に、地質が専門の徳島大学地質研究部の教授、これは先ほど議員が阿波学会のときに申されました教授でございます。それからまた、委員といたしましては、同じく徳島大学の地質地形が専門の准教授、それから3人目が同じく徳島大学の植物が専門の准教授、それから斜面の保全が専門であります徳島大学工学部の建設工学科の准教授、それから5人目としまして、景観としまして阿波市文化財保護審議会の会長、以上5名で今回の緊急調査指導委員会を構成いたしております。

次に、ご質問の3点目でございます。

平成23年度阿波の土柱緊急調査委託業務が260万円計上され、工期としまして平成23年11月7日から平成24年3月15日となっておりますが、工期も残りわずか、その事業内容と進捗状況はというご質問にお答えしたいと思います。

本年度の業務委託内容につきましては、調査基本作成業務、それと地質調査の業務がございます。調査内容は、土柱構成層の節理、これは地層にある規則的な割れ目のうち、両側にずれのないもの、それからせん断面を含む地質調査でございます。波濤ヶ嶽の指定地域内についての節理及びせん断面の調査と、それと土柱関連区域、先ほど申しました4カ所あります土柱の景観調査となっております。

次に、本年度の進捗状況につきましてですけれども、委託しました現地での調査はすべて完了いたしております。現在は、その調査に基づきまして、業務報告書の最終校正を行っているというふうに聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再々問いたします。

それで2点だけお尋ねしますんで、それだけ答弁いただいたらと思います。2点だけです。

今私が、前回の阿波学会から今回の緊急対策委員に何人入られたか、入ってないかっちゃう人数をお聞きしました。というのは、前回は質問したんですが、同じメンバーが担当して、委員になって調査したら、また同じような結果が出るんでなかろうかという思いで、私は今人数もお尋ねしたし、入っているんですかという、もちろん1人、委員長は同

じメンバーが現在入っております。それで、同じメンバーが入って、新しい緊急調査委員会でまた結果が出て、同じもんがあるかもわからん。出るかもわからん、阿波学会と。であるならば、まず先に結果が出た分に対応してほしいということでお願いをいたしました。

あと、この1点だけお答えください。

文化庁から、現在崩落している土砂に対しては、人力なら構いませんよというふうな答弁が出てるように伺っておるんですが、これが事実であれば、早う取りかかれるもんかどうか、これだけお答え願いまして、この点の質問は終わります。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 香西議員の再問であります具体的な土柱の保全対策です。これにつきましては、先ほど申しましたように、この調査をことしと来年、2年間かけて調査ができます。その報告書をもとに、その報告書の内容を見まして、具体的なそういった土柱のこれからの対策をとっていききたいというふうに考えてますので、一応24年度の末を報告書を待ちまして考えていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） それでは、3点目の少子化対策支援事業について質問をいたします。

時間も迫ってまいりましたので、急いで質問いたします。

平成17年4月1日、旧4町、吉野町、土成町、市場町、阿波町が合併し、新市阿波市が誕生、阿波市のあらゆる特性を生かし、また資源を生かし、魅力あるまちづくりを進めていくために、平成18年に基本構想、平成19年から平成28年と前期基本計画、平成19年度から平成23年度から成る第1次阿波市総合計画を策定、この前期基本計画も発足から5年を経過し終了、このたび新しく後期の5年計画が策定になっております。前期、後期基本計画の内容を見てみると、少子・高齢化の問題、社会福祉の問題、子育て・教育の問題、少子化対策支援の問題が重点施策に位置づけられております。その中において、子育て支援については、このように強調しております。今後、子育て支援の充実は、少子化の歯どめや次世代を担う人材の育成はもとより、市の魅力あるイメージを向上させ、定住、移住の促進につながるものとし、本市にとって一層重要性を増す。このため、子供、子育てを重視したまちづくりを今後の阿波市の重点施策として明確に位置づけ、次

世代育成支援行動計画後期計画に基づき、関係機関、団体が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援策を積極的に推進していくと、こうあります。

また、先日の徳島新聞に掲載になりました、この記事でございます。「医療費の拡大検討、県、小学校修了までに」と、こういう記事がありました。阿波市の乳幼児助成制度は、平成17年4月合併当時6歳未満まで、平成18年10月9歳未満まで、平成20年10月12歳未満まで、平成21年11月小学校6年卒業までと、現在に至っております。全国、また徳島県内においても、助成を拡大し、子育て支援に取り組んでいるが、この際阿波市も現行の小学校6年卒業までの助成を拡大して、中学校修了までとしてはどうか。

また、2点目ですね、各自治体町村においては、新しい支援、助成事業を導入し、少子化対策に取り組んでいるが、本市の考えは。事業計画があれば、お答えを願います。

また、2点目に、全国各地の市町村は、深刻な少子化問題に子育て支援を重点施策ととらえ、幅広い分野から新制度を導入して、少子化対策、子育て支援に取り組んでいるのが実態でございます。前段述べましたように、阿波市第1次総合計画後期基本計画の中において強調されている関係部門、関係機関・団体が一体となって子育て支援策を推進していくとあります。今後において、この関係機関、関係団体と随時検討していただいて、新しい事業を見つけるとか、そういう新しい事業をつくるお考えはあるかないか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 香西議員からは、少子化対策新事業ということで、1点目の本市での現在実施している少子化対策支援助成事業等の拡大する考えはということで、本市の乳幼児等医療費助成のこととと思っています。

これまで、段階的に拡充をしてまいりました。現在、小学校修了まで、入院、通院を助成対象として、所得制限を撤廃して継続しているところでございます。一方で、県の乳幼児医療費の助成制度の動向につきましては、現在小学校3年修了までとしている乳幼児等医療費の対象助成を小学校修了まで拡大させる方向で検討を始めるという、この県議会で答弁している旨の情報を得ております。現在、本市の小学校6年修了までの乳幼児等医療費助成の財源につきましては、小学校3年修了まで県の補助金、補助率2分の1でございますけれども、いただきながら、その他は一般財源で対応しているというところでございます。県の医療費助成の拡大が小学校6年修了まで対象になることになれば、現在小学校4

年生から小学校6年修了までの県費2分の1の助成が受けられるということになります。新たな財源になるということをございます。そのことを勘案いたしましても、乳幼児等医療費の助成を中学校修了まで拡大するということになると、一般財源の負担もふえてまいります。また、平成22年の第2回の市議会におきましても、乳幼児等医療費の中学校修了までの拡大についてのご提案をいただきました。通院、入院、入院だけの拡大についても財政負担も大きくなることから、今後引き上げについては十分な財源確保を踏まえた上での検討ということとさせていただきますとご答弁をさせていただいております。いずれにいたしましても、乳幼児等医療費の中学校修了までの通院、入院、入院だけの拡大につきましては、今後の県の動向もございますけれども、恒久的な施策になることから、確かな財源確保を踏まえた上での検討としてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の各自治体市町村において、新しい支援事業を導入して少子化対策に取り組んでいるが、本市の考え方というご質問でございます。

本市の子育て支援につきましては、第1次阿波市総合計画で安全・安心のまちづくりを基本目標に、平成22年3月に策定した次世代育成支援行動計画後期行動計画に基づきまして、各施策を展開しています。また、現在策定中の第1次阿波市総合計画後期基本計画においても、主要施策として、地域における子育て支援の充実の項で、経済的支援につきましては厳しい経済情勢を踏まえ、支援の拡充について検討すると掲げています。次世代育成支援行動計画後期行動計画では、基本的な考えとして、子育て支援サービスの拡充など、経済的支援、子育て支援拠点事業などの施設整備、保育サービスの向上、子育てと仕事の両立支援の推進、心身ともにたくましく成長する教育環境の整備、家庭・地域の子育て力の充実という6項目をメインプランとして経済的支援、保育支援の両面から各施策を推進しているところであります。特に、経済的支援といたしましては、乳幼児等医療費助成事業の拡充や保育料負担の軽減を図っています。保育料の負担軽減につきましては、国の基準より低く設定し、県下市町村の中でも最も低い水準に設定をしています。その他子ども手当や児童扶養手当といった法定受託分はもとより、ひとり親家庭のお子さんが小学校や中学校に入学したときの入学祝い金、また交通遺児手当といった市単独事業も実施しております。一方で、保育環境の充実のため、保育所の統廃合及び幼稚園との合築による幼・保連携施設の新築というビッグプロジェクトを2カ所で計画しております。市の財政負担もかなり必要になります。こうした状況の中、多様化する福祉ニーズに対応するため

の子育て支援施策につきましては、限られた予算の中でトータル的に判断し、予算配分を考えながら事業を進めているところがございます。今後におきましても、安心して子育てができる環境づくり、なお一層のきめ細かな子育て支援施策を推進し、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま部長から答弁をいただきまして、拡大については財源等を踏まえて検討するというような意味合いの答弁だったと思います。

今、答弁の中で、部長も同じような、私が質問しようという内容と同じようなことを言われましたけども、医療費の拡大です。県は検討に入っているという文言でございますが、恐らく拡大になると思います。知事もそういう方向で積極的に取り組んでいくという、これ言うておるんで、必ず恐らくなると思います。

今、部長も言われましたように、現在県は3年修了まで、阿波市は6年卒業まで。それで、県が小学校3年生までやっておりますから、阿波市に対して小学校3年卒業までの分の医療費の2分の1が入っていると、こう私は解釈してます。ですから、小学校4年から6年卒業をするまでの医療費は、市単独でやっておるので、市が全額負担となります。私、そう思う。ですから、今後拡大になった場合に、県が小学校6年卒業まで拡大すれば、阿波市が小学校4年から市単でやっておった事業の分に対しても2分の1が助成になると思います。県の健康増進課に問い合わせさせていただきました、事務局を通じて。お答えは、恐らく2分の1の助成の方向になるだろうと。決定はしておりません。私は、恐らくなると思います。そしたら、今まで4年から卒業までの分の1,000万円とします。500万円が浮いてきます。その分をこの中学校3年生までの予算に組み入れて、新しい制度をできないかと、私はこう訴えています。毎回このような内容の質問を私してます。同じような答弁のように感じがいたします、財源と検討してと。ちなみに、徳島県内、児童数が多かれ少なかれ、助成拡大をしております、少なかれ多かれ。上板から石井、神山、藍住、板野、佐那河内、中学校修了まで。全国の自治体もそういうような形で取り組んでおります。そういうことを踏まえながら、私は拡大をお願いしております。

最後に、この質問にお答えだけいただきたいと思います。

この中学校3年卒業までが財源的に大変厳しいなれば、入院を対象にした、またある角

度から所得制限を導入して、低所得者に対しての支援策として入院した児童に対しての助成拡大をしてはどうか、この点1点をお伺いします。

それともう一点、先にちょっと時間の都合で言うておきます。

昨日の野崎市長の答弁の中に、お金を出すだけがサービスでないと、心の安らぎが大事、いわゆる悩み苦しんでいる人に安らぎを与えることが大事だと、このような形で言われたのではないかと私は思いました。そして、今後結婚して新しく世帯を持とうとしてる若者たち、現在の子育て中の若者夫婦の大きな悩みの一つとする少子化の原因になっている、この経済的な負担を解決し、若者たちに心の安らぎを与えるためと、子育てしやすい環境づくりのためにも、子育て支援事業の拡大が重要でございます。何をするにも、一番には人が大事であり、人であります。その人が現在は特に若者が少子化の時代でございます。阿波市もどんだん人口は減っております。第1次総合計画では、4万1,000人を想定しておりましたけど、今回の後期のこの計画の中では3万7,000人と想定をしております。この流れの幅広い分野の阿波市の未来をつくる、また未来を希望とする施策が基本構想から基本計画、実施計画に当たっての文言がたくさん掲載されております。これを実現するためには、どんだん若者が減少した場合には、絶対無理だと思います、私はできないと思います。そうしたことから、この構想を「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間」、何事にも安らぎがあったら一番幸せです。ですから、こういう先を見越したまちづくりのために、財源は要りますけれども、今国も市町村も少子化が一番でございます、何事やっても。道路を広げても、大きな家を建っても、そこに住む人、人がいなければ何もなりません。ですから、私はあえて少子化問題、特に子育て問題を強調して質問をしております。

最後に野崎市長の答弁をいただきまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） ただいま香西議員のほうから医療費の問題を基本にしながら、今現在阿波市では小学校6年まで医療費の無料をやってます。県のほうは、小学校3年の無料の医療費を6年まで延長する。じゃあ、その余った財源ですね、それを阿波市は中学校まで延ばしたらどうかなというような話の中で発端となって、あと阿波市の総合計画、人口の減、「4万2,000人」から「3万7,000人」、それに対する対応を総合的にどうやるのかなというような話だったと思います。

ご承知のように、阿波市の場合、子育てについては県下でも本当に優秀な施策を推進し

てるんじゃないかと思ってます。そうした中で、さらに幼稚園、あるいは保育所の施設を統合していく。あるいは、給食センター等々もやってる。まさに、香西議員が言われる子育てのための総合施策、ご指摘のとおりです。本当に私も心強くお話をお聞かせいただきました。

一番の問題は、総合基本計画の後期計画、タイトルが「わたしの未来プラン」なんです。「わたし」というのは、市民一人一人が「わたし」なんです。それを考えていただくために、わざわざ第1の総合計画も「わたし」というタイトルをつけています。ということは、阿波市民一人一人が総合計画の主人公です。その一人一人のニーズを行政としてどうやって抱きかかえていって、施策に反映していけるのかな。確かに、人口減の中で、対応は子育てと、私、定住と職の確保でないかと思っています。その中の、失礼なんです、ごく一部が子育ての中の、あるいは定住の中のごく一部が子供に対する医療費の無料なんです。そういうふうな位置づけで議員からはご意見いただいたと伺いました。その意見、貴重な意見として、本当に阿波市の職員、部局を越え、総力を挙げて取り組んでいきたいと思っています。子育ては、まさに人口減に対する対応の基本であることは間違いないと思っています。

あと、先日の議員にも発言ありました、若者の定住をいかにするか、職の安定化も含めてどうするか、そんなことを総合的に踏まえながら、今後も勉強と検討をしていきたいと思うんです。特に、今年もやっと阿波市の職場の中の花が咲きかけています。関係プレーをしながら、400人の職員総力挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 以上で質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで16番香西和好君の一般質問が終了いたしました。先ほどの香西議員の発言中、保険会社の企業名の部分については議長において後刻会議録を調査の上、適正に処置したいと思います。よろしく申し上げます。

（16番香西和好君「わかりました」と呼ぶ）

暫時休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

**○3番（森本節弘君）** 議長の許可を得ましたので、3番志政クラブ森本節弘、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、この日曜日、3月11日なんですが、東日本大震災1年を迎えます。被災地の方々のできるだけ早い復興と、また今日の新聞にも載っていたんですが、死者1万5,854人、7日現在、この方々に対してのお悔やみ、また行方不明者3,271人の方がまだ安否がわかっておりません。できるだけ早い安否の確認ができますようにお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

今回の質問内容なんですが、大きく3つ、今回市長最後というか、4年目の平成24年度予算編成の基本方針を特に市長にお伺いしたいところであります。内容といたしましては、23年当初予算より減少した要因、また阿波市の新成長戦略としての重点施策はどこに置かれたかと、ちょっと農業振興の振興戦略としての予算配分の考え方をお聞きしたいと思います。

2番目が、中・長期財政計画、前々からいろいろお願いもしてあったんですが、今回阿波市の後期の基本計画案が出されまして、人口3万7,000人を推定した平成32年まで、今から約10年ほど先の話になりますが、中・長期の計画は立てていただいておりますと思うんですけど、その内容をお聞きしたいと思います。その中でも特に、自主財源の率と公債費比率、それから将来負担比率等々をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

3点目は、国庫補助の部分で、今回社会資本整備総合交付金っていうのが12年度で特定財源が一般財源のほうに振りかえられるということで、この動向について最終お聞きしたいと思います。

まず、1点目の平成24年度の予算編成の基本方針なんですが、前段の議員方々の中で14施策っていう部分に関しては答弁いただいておりますので、こういうところを、ここは省略していただいて結構だと思います。

1番の平成23年の当初予算より減少した要因っていうことで、ちょっと先にこの一、二点を1番目の質問で聞いてみたいと思います。3番目のほうは、ちょっと再問のほうで

部長、また市長のほうにもお伺いしたいんで、よろしくお願ひ申し上げます。

1番目の23年の当初予算より減少なんですけれども、市長就任されました21年度の予算が、当初予算案比なんですけど、165億5,700万円で、22年度に当たりましては172億3,500万円、23年度が174億1,800万円で、今回が166億3,840万円と、対前年度比をずっと申し上げましたら、市長の就任以来初めてちょっと減額予算になっております。ここの部分の減少要因をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の1点目のご質問で、平成23年度の当初予算案より減少した要因ですね、これについて説明させていただきます。

阿波市の平成24年度一般会計当初予算額は、先ほども言われましたように、166億3,840万円でございます。前年と比較しまして7億7,960万円の減少、率にして4.5%の減となっております。また、自主財源比率につきましては33.6%、前年度比よりも2.7ポイント増となっております。

ご質問の減少した理由でございますが、平成19年度から平成23年度にかけてやってまいりましたまちづくり振興基金、5年間かけて合併特例債を使った基金造成でございますが、これが23年度で積み立てが終わりますので、その分減少と、もう一つは、東消防署建設負担金に伴う徳島中央広域連合負担金約4億150万円の減少が主な要因となっております。また、国の第3次補正に伴います財源的にも有利な阿波中学校を含む2カ所の学校教育施設整備事業、予算額にしまして約9億2,500万円を平成23年度へ前倒しをしたものも大きな要因と考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 基本的な要因は理解いたしました。恐らく、新聞にも載ってたように、決算時あたりには、またこれからの給食センター等々の予算が上がってくると思うんで、負債のほうで200億円ぐらいになるんじゃないかというふうに聞いてもおります。

今回、2番目の重点施策なんですけど、これは十分お聞かせいただきました。この中で、ちょっと私が思ったところって3番目なんですけども、この24年度の予算なんですけど、徳島県の8市以外も、阿波市以外に7市やなくて8市あるんですけども、当初予算比が減ったんが7市で、阿南市だけですかね、増額というか、かなり大きな増額になってお

ります。あと、緊縮財政をもちまして、ほとんどの施策が去年の今の震災においた中の防災・減災対策に対しての予算が主であって、あとは阿波市の場合は、いろいろな設備投資ですよ、そういうふうな部分が大きく目立っておるように思います。

1つ、今回の24年度の当初予算なんですけども、市長、行政報告でおっしゃいましたように、第2次集中改革プランによる行財政改革を継続するとともに、市民が幸せを実感できる、いつまでも住み続けたいと思える、安全・安心で魅力があり、活力のあるまちづくりを目指して集中的に投資を行ったというふうに行政報告をいただきました。これ24年度の当初予算のときの今回の基本方針なんですけども、23年度のあたりは、市長のほうは23年度は、前年度以上に財源の有効活用に留意し、農業や観光、子育て支援分野で新規事業を展開していくとともに、学校耐震等々整備事業などを実施していきたいというふうなお話でした。今度、22年ですよ。22年になりますと、このときもそうなんですけども、当初予算のときの市長の行政報告なんですけども、限られた財源の中で事業の選択と集中を行い、農業振興や子育て支援、環境施策の推進などの分野で新規事業に取り組むとともに、未来世代に希望を与えながら、将来の負担をできるだけ残さないように配慮した編成を組んだということで、このとき初めて22年度のときに農業振興で阿波市ブランド飛躍推進事業等々、新しい事業を市長展開していただいたと思います。その前の21年が、これ予算というんではないんですが、市長の所信表明ですよ、初めて当選されたときの所信表明が、この中にも公約に上げた農業や商工業、観光等の産業の振興を重きに置いて、農業立市を目指した阿波市の経済活性化を目指したいということで、このとき21年なんかはリーマン・ショックでかなりの経済危機の段階で、いろいろな政策展開されたんですけども、やはり農業立市っていうところで、かなり市長ずっとやられてきたいと思えます。

今回のちょっと気になったのが、24年度の新予算に対して、農業振興のほうがかつとうたわれてないと言うたら何なんですけども、今までよりちょっと大きな声とかトーンがダウンしたような気がしたんです。やはり今度市長の仕上げの24年度予算と私は思っておりますので、もうちょっと農業政策に対して突っ込んだあれが出るのかなと思っておったんですけども、予算のほうも農業政策に関しては、22年、市長就任して初めての予算のときは、予算ベースなんですけども、4億2,000万円ほどの農業予算がついております、農林水産業費が。それから、23年に対しては4億5,500万円、それに24年度が4億6,300万円っていうことで、大体4億2,000万円から5,000万円の間の予

算つけていただいとる。最初に市長が当選なされたときは、前年度は3億7,000万円ほどでしたんで、またちょっと何か今度は24年度の予算4億6,000万円では物足りないような気がいたしまして、農業立市を目指した市長の今回の最終年度の予算配分、市長の考え方等々を含めまして、まず農業振興戦略の予算配分の考え方というところをもう一度聞きたいと思います。それは、今までの過去3年の具体的な農業政策に関しての成果、またブランドづくりはどの程度進んでいるのか、市長のおっしゃった。それと、この24年度に対して最終仕上げの年度の予算の中身は、どういうところを考えて立てられたかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 森本議員の一般質問でございます農業振興戦略と予算配分についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

それで、農業関係においてでございますけれども、農業につきましては、阿波市の基幹産業であるというふうなことで、農業の振興と魅力ある農業、農村の再生実現に向け、農業振興課といたしましても積極的に事業に取り組んでいるところでございます。

それで、平成21年度から23年度にかけての取り組み状況ということで、先にご説明をさせていただきたいと思います。

平成21年度につきましては、それまでの国、県、市単独の事業を継承しながら取り組んでいったという状況でございます。さらに、平成22年度につきましては、高齢化や農地の荒廃など、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中で、その現状を把握するとともに、目指すべき姿とその実現に向けた施策を計画的に推進するため、その基礎となる阿波市農業振興計画を策定をいたしました。この計画につきましては、阿波市ブランドの推進、地産地消の促進、集落営農組織の推進の3つを重点プロジェクトとして掲げさせていただきました。それで、さらに23年度からの取り組みでございますけれども、23年度からは阿波市の農産物のブランド化を目指すために、その協議体といいますか、組織といたしまして、阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議を設置いたしまして、本市のすぐれた多くの農産物の中から、販売実績や認知度、将来性などを勘案し、農産物13品目につきましてブランド育成品目と位置づけ、13品目を設定したところでございます。さらに、この13品目につきましては、今後さらに絞り込みを行いまして、阿波市ブランドとして構築できるという品物を見出していくというふうなことで取り組んでいきたいと考えております。

それで次に最終、平成24年度、来年度の予算についてでございますけれども、来年度につきましては、これまで検討を重ねてきた内容を精査し、課題を実行に移すため、一般会計当初予算のうち農業振興に係る予算といたしましては、総額で9億2,525万円、前年度8億6,000万円に比べて641万4,000円の増加の予算の計上をお願いいたしておるところでございます。このうち、特に24年度からの新規に取り組む予定の事業といたしまして、当初予算で946万7,000円を計上をいたしております。それで、この新規事業の内訳についてですけれども、地域農業マスタープランの作成に必要な事務的経費として94万円、農地集積協力金事業として70万円、新規就農総合支援事業費では782万7,000円等を計上をいたしております。これ以外の事業予算についても、ほぼ前年並みというふうなことで計上をさせていただいております。

それで、特にこの新規事業につきましては、国がこれまで戸別所得補償制度や食の安全・安心の確保などを柱として諸施策を推進してきた事務に加え、所得の減少、担い手不足、高齢化など、厳しい状況に直面した農業の再生化を図り、持続可能な力強い農業の実現を図ることを目的として出された取り組みであります。その事業の主な概略でございますけれども、農地集積協力金事業というようなものがございます。これにつきましては、人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する方に対し農地集積の協力金を交付するものであります。また、新規就農総合支援事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の営農の定着を図るため、就農前及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、新規就農された方に農業を始めてから経営が安定するまでの間、給付金を支給するものであります。それと、このほか、これまで農業者戸別所得補償制度の推進事業にも取り組んでまいっておりますが、これも続けて実施してまいります。また、中山間地域等直接支払事業についても実施してまいります。また、本市独自の取り組みといたしまして、平成23年度に取り組みを開始いたしました活力ある阿波市農業振興事業につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。JAや各地域の自治会、農業法人等とも協力し、引き続き今申し上げました事業に取り組んでまいります。また、農業振興に関連いたしまして、県単独の農業振興事業の推進や地産地消にも取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

阿波市で生産される農産物を地元で消費することについては、食育、そして安全・安心な食材の供給、さらには生産者の活力の向上、そして農業における新体制の確立を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 再々問になるんですけど、これ最終は市長にちょっとお考えだけをお願いしたいと。過去3年間の具体的な成果の市長のとらえ方、それからブランドづくりの難しいと思うんですが、きのうも議論ありましたけども、ブランドづくりに対する市長の今の見解、またこれから最終年度に対しての農業政策の予算の中身をもう一遍考えた、阿波市の農業の活性化の成長戦略、市長のほうのお考えを聞かせてもらいたい。

すいません。それで、私、ちょっと見てみた。農林水産業費なんですけども、4億円前後なんですけど、実際農業振興費に対しては、大体振興費の部分に関しては、当初の21年が4,100万円ほどでした。市長就任なされてすぐに900万円ぐらい振興費予算つけられまして、5,000万円ぐらいになってますよね。23年度が8,600万円ほど、これ3,500万円ほどの投資予算になっております。今年度なんですけども、24年、来年度なんですけど、今の部長の答えのように9,200万円、当初より倍ぐらいの振興費がついております。やっぱりここを戦略として考えられと思うんで、その部分の市長の見解、所見をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 森本議員からは、それぞれ私が就任した21年ですかね、あるいは22年、23年度等々の農業関係の予算関係を重点的にご質問がありました。

私がそれぞれ阿波市の行政進めるときに、基本になっているのは、やはり総合計画なんですね、総合計画です。総合計画というのは、ある議員もご質問がありましたけれども、なかなか文章表現っていうんですか、そのあたりで具体的なものがなかなか見えにくいというような質問をいただいています。そういうところはもっともな話なんで、当然農業関係だけとれば、その他の総合計画の中の各それぞれ部局が担当する施策の具体的な計画をとにかく仕上げていこうということで、主に22年だったんですが、23年、22年にかけて、25ほどのそれぞれの部門別の計画をこしらえてます。その中で、22年には、阿波市の農業振興計画を立てました。なぜ立てたかと言いますと、農業関係の施策というのは、本当に従来から考えても、国の直轄の施策なんです。それぞれ県段階、市段階、特に市町村段階ではなかなか進行計画っていうのは立ててない部分がある。じゃあどうして立てたのかといたら、全国レベルの農業施策、当然なんですけど、阿波市は県下でやっぱり16%、17%の生産性を持っている農業地帯だ。特に産業といたら、やっぱり農業な

んだろうなというところへ実は目をつけたところです。農業振興計画を立てる前に、阿波市の農業って本当にどんなのかな、随分と農協さん、あるいは農家のご協力も得ながら、実態調査をしています。きのう、藤川議員からも話がありましたように、まず市内に4農協があるのは非常に珍しい。恐らく全国にもそう余り例はないですよ。そうした中で、阿波市の農業のまず実態を調べていく。わかったのが、非常に素晴らしい産品がある。特に、1億円以上の産品が13品目ぐらいありました。その中で、県下あるいは京阪神への食糧供給基地の基幹となってる阿波市、じゃあこの中でどうやって阿波市の農産物を京阪神等々へ売り込めるのかなということに着手したわけです。一方、ブランドづくりですかね。今現在、13品目の中で、それぞれ奨励事業をやりながら絞り込んでいってる段階、まだ1年半ぐらいしかたっていませんですね。一番ネックになったのが、やはりブランドづくりというのは、銘柄づくりです。農家団体から作物の栽培統一までしなきゃいけません。その次には、商いですから、相手方に信用ができなきゃいかん。ということは、しっかりした安全・安心、品質のそろったものを定期的に、しかも大量にお届けしていく、これが銘柄化、ブランド化なんです。ところが、一番ネックになっているのは、やはり定期定量の農産物がなかなかそろわないわけです。品質もばらばら、パッケージもばらばら、輸送方法もばらばら、これではやっぱりブランドづくりの戦略立たない。ブランドづくりのお願いをJAさん等々をお願いしているわけなんですけど、どうしても同じレタスでも、4つに分かれるわけです。一本化できない、定期定量ができない、出荷ができない、そのあたりがブランドづくりの一番のネックになっている。その次に、じゃあ農家の経営安定を考えたときに、先ほどもご質問ありましたけれども、松永議員だったですかね、単なる一農家が耕地を集めても意味がない。やはりコストが下げられるような土地の集約をなささい。本当に一番の基本の基本です。点在したところで、幾ら面積拡大したって、これはコストが下がるわけないんです。だから、そこへ目をつけたのが、集落営農。できたら、20戸、30戸の集落の中で土地のまとまりがある中で、担い手となる後継者、みんなで話し寄って、その方に生産コストが下げれる、特に低コスト、機械化ができる米づくり、これについてはやはり国が言ってる平地農村では20から30ヘクタール、中山間では10から20ヘクタールぐらいまとめていかなきゃ、これやっぱりコストは下がるわな。これが戸別農家の戦略ですね、生き残るための戦略。知ってる人同士の土地集めたって、分散するわけですから、幾ら20ヘクタールつくったって、これはコスト下がりにません。地域に土地を特定の者に対して集めていく。やっと今政府がその方向になってきたんじゃないか

な。当然、貸し手に対しても恩恵がある、借り手についても恩恵がある。預かる担い手については、5年間150万円渡しましょう、お金出しましょう。だから、周辺の農地をあなただけで管理してください。コストは、2割、3割恐らく下がっていくでしょう。もちろん農地を預けた人の農機具、これはみんな持ちちゃだめですよ。そこまで国が覚悟を今回は決めてるのかな。これが目をつけた集落営農の推進母体なんです。ただ、これも土地権利がありますので、なかなか土地の集約できません。まだ今一生懸命やっても、2カ所ぐらいですかね。これが集落営農。だから、ブランドと今集落営農をいきましたね。集落営農はコストを下げるために、競争力がつくために。

あともう一つは、地産地消ですかね。これも、なかなかお話ししても、協議しても、前を向いて進まない。じゃあ、1つ考え出したのが、一般的には給食センターって名前言ってますよね。1つの例をこしらえていく、モデルをね。そしたら、皆さん目を開いてくれるんじゃないかな。だから、私は給食センターって呼ばないでくださいって職員には言っています。4,000人がやっぱり毎日食べる食べ物を、4,000人のレストランをつくるんだと。それも地産地消です。中山間には、中山間で高齢者の方がつくれる産品、ワラビでもゼンマイでもウドでもいいんです、タラの芽でもいい。あるいは、ワラビを乾燥した加工をしてくれてもいい。高齢者の方やった、お願いしますよ。阿波市の4,000人のレストランで買い上げましょう。平地農村では、やっぱりレタスとか、キャベツとか、大根とか、里芋とか、そういうものを安全・安心なものを子供のために、孫のために供給してほしい。それが地産地消の恐らくモデルになれば、そんなところも広がっていくんじゃないかな。そういう供給体制、生産体制ができれば、当然市内の直売所、あるいは市外の市場へ流通ルートができていくんじゃないかな。本当に中山間の高齢者が農業やりますけど、月にほんまに日給取りみたいに3,000円でも5,000円でもいい。できたら2万円、3万円の現金が毎月入れば、これは本当に安定した生活も送れるんじゃないかな、そのあたりの3つのプロジェクトですかね、農業振興計画の中で基本戦略を立てた、まずブランド、それから地産地消、集落営農。農家の生産コストをとにかく下げる。競争力をつけるために、そういう戦略、戦術を練って予算化していった。予算の多い少ないじゃないんです。やっぱり戦略と戦術、闘いですからね、しっかり持ったもので施策を組んでいく。ところが、実際に行動するのは農家、あるいは関係の農業団体、そこが動いてくれんと、行政が先立って動いてやるわけにはいかんですよ、これ。やはりただ戦略と戦術は練りながら、みんなと話しして協議しながら、その中で組み立てていく。それが

行政の役目じゃないかなと思ってます。

もう一点、昨日も課題になりますけども、市の職員、ご承知のように本当に専門家がおられません。土木にしろ、建築にしろ、もちろん農業は特にいないんじゃないかな。なぜかって言ったら、職員の数がおらんですよね。専門家が育たない。ただ土木とか建築とかあるいは農業とか、そういう方は、県にお願いし、県の団体をお願いし、頭を下げて、指導に来ていただく。昨日もいろいろ説明しましたがけれども、県単事業なんてのは、なかなかくれるもんじゃない。わずか3年で25倍も30倍にも実績になっているわけです。そのあたりをお金で言うのはおかしいんですが、そんなところで動いてる。これから先、やっと農産物の直売所等々もでき、これから恐らく食品工業とか、いろんなものへ発展していくと思います。市場の大俣農協の前の圃場整備した後、現地見ていただける方ならわかると思います。あのハウスの立ち方、この二、三年の見事です。人を見たらね、阿波西高校の西側です。どれだけ建ったか、観察してください、本当に。ハウス一軒もなかったですよ。そういう現地をしっかりと見ていただいて、金じゃない。補助金出してません、うち。しかし、ムードづくり、農業立市という名前だけのムードづくりだけでも、あれだけのハウスが建つんですよ、びっしり建ち出した。阿波市の景色見てください、本当に。そういうところでご判断もお願いしたい、しっかりと。私は、現地現場主義で、しっかりと阿波市の状況、景色から作物も全部見ていきながら、阿波市民のほんまに生活がよくなってるのかな、住みよい町になっているのか、そういうところへ気をつけながら施策推進しておるつもりです。もう一度改めて阿波市の景色を見ていただいた上で、ああ、動いてるな、停滞してるなということをご判断願いたいなと思います。なかなか意に沿わないような答弁でございますけれども、よろしくご理解お願いいたしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 市長の熱い気持ちわかります。なかなか農業戦略ね、今の市長の答弁聞かせていただいたら、道半ばで、まだまだ農業っていうんは形になるんは難しいかなと、お金入れるだけでなしに、時間もかかるし。ただ、市長が入ってきて、目に見えるってなかなか難しいと思うんですけども、当初市長、またもとへ戻るんですけども、就任当時の熱い思いが、私ちょっと振り返ってみたんですけども、38年の県庁勤めされて、17年4月から平成21年3月までなんですけども助役、市長経験なされて、それから22年に市長に就任されました。その中で、ずっと言い続けてきたのが、やっぱり今おっしゃった「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市」、これの総合計画をも

とに、協働、創造、自立っていうとこでずっとこれ市長言い続けられた。そこで市長のカラーは何かというと、要するに農業立市を目指した阿波市の再生、活性化ということできっとやってこられたんじゃないけども、なかなかこの3年、4年では実が結ばないっていうんが本音だろうと思います。ただ、これからももっとそういう部分で、お金だけでなしに力入れていただいて、阿波市の特性の農業っていうものをやっぱり守ってやっていただきたいと思います。

市長のこの3年間、ちょっと予算の中で見させていただきながら、積極性っていうことではかなり毎年毎年大きな予算、それと事業費を使ってもらって投資していった部分もあるし、これからもやっていくと思うんですが、第1問目の質問は、今の項はおきたいと思っています。

そのままの流れなんですけど、今度第1問から引き続いているようなことになるんですけども、2点目の財政計画なんですけど、中・長期の財政計画、この24年の予算も引き続きましてちょっとお伺いさせていただきます。

中・長期の財政計画についてなんですけど、阿波市の後期の基本計画（案）が出されました。これ人口4万1,000人を想定した部分で立てられた部分があると思うんですけども、今回の後期では、28年度には3万7,000人を推定して立てていかざるを得んだろうと、財政計画を。それを踏まえて、今後28年度までは、この前の新市まちづくり案の中で、1年延長を議会のほうも議決していただいて、新市まちづくりの1年延長をやりました。その中でも、財政計画立てていただいたんですけど、28年度からは、段階的に交付税の減額が始まりますよね。その部分含めて、32年までの財政計画を今立てないかんであろうし、立てていただいております。これシミュレーションにもなるんですけども、ここでひとつお伺いしたいのが、中・長期なんですけど、阿波市後期の基本計画が出されて、人口3万7,000人を推定した平成32年度までの財政計画はどのように推移して、どのように予想しているか。この中で、さっきも申しましたように、自主財源比率、実質公債費比率、将来負担比率、それが地方債の推計とか、あと投資的経費等々もちょっとこの10年のうち・長期を質問入れてますんで、計画の部分をちょっと説明していただけたらなと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の2点目のご質問で、中・長期財政計画についてということで、まず32年度までの財政計画の見通しについてでございますが、短時間では

すべて推計するのは非常に難しいところがありますので、現在申し上げることができる範囲で答弁させていただきます。

平成23年第3回阿波市議会におきまして新市まちづくり計画について総合計画後期基本計画と整合性を図り、これら施策の実現に向け、基礎自治体としての財政基盤の堅持と財政推計の柔軟性を高めるため、計画内容の一部変更と計画期間の1年延長について議決をいただいたところでございます。その中で、財政運営の見通しを立てるため、平成27年度までの財政計画を作成しております。財政計画を策定する基本的な考えとしましては、人口の減少や普通交付税については平成33年度からの一本算定、一本算定といえますのは、阿波市一本ということで、普通交付税ですね、一本算定を見据えた推計値としております。

本市の国勢調査によるこれまでの人口推移は、これまで何度か申し上げておりますが、平成12年は4万2,388人、平成17年は4万1,076人、平成22年は3万9,247人と減少傾向にあります。これら過去の人口推移に基づき、第1次阿波市総合計画基本構想では、平成28年度の総人口の目標3万7,000人と設定しております。人口の減少は、地方税収の影響、普通交付税の算出につきましては、国勢調査人口が基礎通知の一部に使用されておりますので、減収の様相を含んでおります。また、普通交付税は、合併の優遇措置として現在合併算定がえに基づき、合併算定がえといえますのは、旧4町が合併しないものとして普通交付税を算出し、合計してもらうわけですが、算定がえに基づき、交付を受けておりますが、平成28年度からは一本算定の移行期間として、5年間で段階的に削減されます。平成33年からは、完全に一本算定になることから、大きな減少が想像されます。その対策として、集中改革プランについて、毎年決算確定後、広報紙等で公表しておりますが、それによりますと、平成17年度決算に対して、平成22年度決算には14億3,303万1,000円の財政効果額が上がっており、一定の効果が上がっていると思っております。今後、第2次集中改革プランに沿ってますます行財政改革を推進していき、新たな行政課題に対応できる強固な財政基盤を維持できるよう市全体で一丸となって取り組んでまいります。

次に、2点目の中・長期財政計画の自主財源比率、公債費比率等について説明させていただきます。

財政の状況を判断する指標が、決算年度において公債費の健全化を図る実質公債費比率、これは家計に例えて言いますと、年収に占める年間の借金返済額の割合でございます

が、実質公債費比率と現在の市におけるの債務を基礎とした今後に向けての財政の健全度をはかる将来負担比率の2つの指標が重要であります。将来負担比率というのも、家計に例えますと、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示す割合でございます、阿波市の平成22年度決算に係る実質公債費比率、これは10%でございますが、実質公債費比率においても、平成23年度の市債発行額、現計予算ベースでございますが、29億930万円のうち合併特例債13億4,450万円、臨時財政対策債が8億3,350万円と、後年度に普通交付税措置で約80%以上の財政措置がある市債の発行を予定しておりますので、将来指標が急増することはないと見込んでおります。ケーブルテレビに係る合併特例債29億9,710万円も平成31年度で完済しますので、庁舎及び交流防災拠点施設建設に係る合併特例債と元金が重複するのは、平成30年と平成31年の2年間のみであると見込んでおります。また、将来負担比率につきましては31.8%で、健全な指標となっております。この指標も、現在の普通会計における地方債残高193億2,661万6,000円のうち約143億7,026万2,000円、約74%に当たりますが、後年度に交付税措置され、実質的な一般財源での償還率は26%を考慮しても、後年度に負担を残すということはありませんと考えております。すなわち、後年度に交付税算入率の高い地方債を発行すれば、財政の健全度は維持できるということでもあります。また、農林水産業関係で、毎年国営吉野川北岸地区総合かんがい排水事業負担金等を2億4,000万円ほど払っておりますが、これも国営分が平成26年度末で完済し、その後激減することとなっております、財政的にはプラス要因になります。

平成32年度の推計につきましては、総合計画後期基本計画及び各部局で策定しております普通建設事業計画を参考に算出した実質公債費比率が9.6%、将来負担比率見込みにつきましては40.3%と想定しており、財政的に健全な指標となっております。

自主財源比率の推計について申し上げます。

自主財源のうち、歳入の根幹となる地方税につきましては、人口の減少、現下の経済状況から伸び域に大きな期待はできず、約30%前後で推移すると思われまます。平成22年度決算における自主財源比率は29%であり、平成32年度見込みは28.9%と想定しております。本市の場合、現在の自主財源比率、自主財源比率といいますのは、自主財源額を歳入合計で割ったものでございますが、その自主財源比率30%の向上をさまざまな施策により努力しておりますが、自主財源の柱である地方税につきましては、納税者の増加や企業の進出がなければ、税収の増額は厳しい状況であります。ということから、今

後は第2次阿波市集中改革プランや第2次阿波市行財政改革実施計画に基づき、人件費や物件費などの経常経費の削減や市税等の向上、未利用財産の売却などを進めていく必要があります。

地方債の推計についてですが、地方債の平成32年度末現在高は172億4,295万円と推計され、平成22年度末と比較しますと、約20億8,300万円の減となります。地方債の年度末現在高のピークに達するのは、大型事業の完成に伴い、平成26年度末で約241億4,800万円で、そのうち後年度普通交付税措置額が約162億円あり、実質的な一般財源の年度末現在高は約79億4,200万円となります。それ以後は、償還に伴い減少傾向となるものと思っております。また、元利償還金の見込みにつきましても、平成32年度で約21億7,080万円と、平成23年度と比較しても、変動しないと予想され、財政的にも健全な計画を立てております。

次に、投資的経費の推計についてですが、平成24年度から平成26年度にかけて、庁舎及び交流防災拠点施設建設事業、給食センター新築事業、幼・保連携施設整備事業など、大型事業が計画されているため、大きな規模となっています。平成27年度からは減少傾向にありますが、平成30年度からは市営住宅ストック総合活用計画に基づく建てかえ等により増額が予想されます。

以上のことから、今後も健全な財政運営ができるものと思っております。議員のご指摘のようなことを踏まえまして、住民サービスの低下を招かないよう、新たな行財政課題に対応できる確実な財政基盤を構築していけるよう今後も心を引き締めていく所存でございますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） ちょっと言葉でなかなかわかりにくいですよ、ほんまに。ほんま飽きるような答弁になるんですけど、目で見たら結構わかりやすいですね、この10年計画。財政課は、かなりのとこで立てていただきました、28年度、今回の。なぜかという、今度の議長のほうからも提案していただいとるように、今回の阿波市の後期計画、実際に国のほうは議会での議決要らなくなった。条例までつくって、この未来プランを議決しないかっていうことで、議会のほうも提案してます。その中で何かと言うと、これをもとに、財政計画をもとにやはりこれも計上していただきたいなど。今言葉ではなかなかほんまわからんのです。ちょっと資料をいただいとんが、こういうふうには推計もらってま

す。これは何かって言うと、今現在野崎市長と私たち議会が投資的経費、庁舎、防災・交流センター、それから給食センター、幼・保一貫、いろいろと投資的経費があります。これが上っていくのが、今から起債起すんですけども、返還始まるのが25、26に建てまして、それ以降にどんどん起債の償還が始まります。これがいけるかって言うんですけども、3万7,000人の人口によって、やはり普通交付金に係る算定が多少やっぱり減額になってきます。ということは、全体には恐らく予算も今現在立てている160から70の当初予算が200億円ぐらいに決算ではなりよんですが、もっとどんどん狭まってくるだろうし、小さくなってくだろうと思う。32年度以降は、一本査定になりますんで、その計算だけでも14億円っていう部分の交付税が下がります。ただ、今部長も言われるとおり、今までの財政効果14億5,000万円ほど上げてます。要するに、そういうふうな政計画をやっとかんと、将来の阿波市の未来プランにも影響をするであろうし、どこが弱点かっていうのがわかると思うんです。ただ、今回今説明していただいたんは、今投資的経費をのせとんですが、現実27、28、29、この前後には、今計画はありません。ただ、住宅ストック計画によって、30年、31年には一応の投資的経費は見とんですけども、現実はこの投資的経費を償還するための財政計画なんで、それ以降っていうんは、かなり厳しいもんもあるんじゃないかと思います。よって、要するにこれなかなか説明しにくいんですが、今回の議決においても、これを参考に議員の方々にも研究していただいて、この後期の阿波市の未来プランを立てていただいたらなというふうに思います。

そこで、ちょっと答弁いただきました、見る限りには、恐らく32年、安定的な財政は保てると思うんですけども、自主財源は少ないんで、依存財源に頼ってますんで、そういう部分でやはり自主財源の構築っていうんはかなり厳しく構築していかんと、阿波市もなかなかしんどいもんになるんじゃないかと思います。

2点目のほうは、この辺で終わります。

最後の3点目の質問に移りたいと思います。

国庫補助金なんですけども、この間新聞を見ますと、社会資本整備総合交付金の動向っていうことでちょっとお伺いしよんですが、社会資本整備総合交付金、これ国庫補助金なんですけども、特定財源というか、特定交付金として補助金をいただいています、国のほうから。ことしも1億2,900万円ほどの補助金で、実質の事業費っていうんは2億五、六千万円ほどになると思うんですけども、これの動向がこの間の国の一緒のあれで決

定されたちゅうんが、12年、ことしですね、これが特別の交付金のほうが一般財源のほうでやっていこうとしよんですけども、これ特定財源なんで、要するに私どももこれから30年近く、後で池光さんのほうにも出とんですけども、橋梁の耐震化とか、橋梁整備をこれ30年ぐらいの計画で立てとんですけども、これもこの社会資本整備交付金等々を当てとつか、予定して立てておると思います。それと、今現に庁舎の付近での関連道路、それが特に阿波町なんかだと、中央東西線なんかも、はっきり言って、特定補助金で、国の補助金でこれしかないと思うんですね、地方道路整備事業。これ6割ぐらいつくと思うんですけども、一般財源のほうでやれるとしたら、国のほうでどっち向いていくんかなってちょっと心配しとんです。必ずその事業で私どもが要望したやつで毎年同じようにつけていただいとったんですけど、社会資本整備総合交付金の動向をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員のご質問で、社会資本整備総合交付金の動向についてということで答弁させていただきます。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されました。補助率60%と有利な道路等の財源であります。この交付金は、平成22年度の道路特定財源の見直しの際、国の一般会計へ収入され、一般会計から特別会計へ繰り出されることになりました。その後、特別会計から地方公共団体へ交付金として交付されております。

本市におきましても、旧地方道整備事業から継続して社会資本整備総合交付金事業として取り組み、財源は補助率にして対象事業費の60%が交付金であり、その補助裏40%に対し合併特例債を活用しているところであります。平成24年度予算におきましては、中央東西線自歩道整備事業、狹隘道路整備事業など、予算額にして2億7,307万6,000円を計上しております。そのうち、交付金が1億2,970万円、合併特例債8,270万円、一般財源が6,067万6,000円であり、道路財源として貴重な財源となっております。道路整備や治水事業、港湾整備などの公共事業費を管理する社会資本整備事業特別会計が平成24年度末に廃止されることが決まっております。そのことに伴い、徳島県に今後の動向について照会したところ、特別会計は廃止されるものの、社会資本整備総合交付金につきましては存続されると回答いただいております。今後につきまし

ても、国、県の動向を注視しながら、社会資本整備総合交付金事業としての存続を国、県に強く要望を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） なくならんということで、一遍どうしても特別会計から一般会計に入るとどっちへ行くかわからんという私は心配するんですけど、要望活動等々よろしくお願い申し上げます。

ちょっと今回の質問長々となりまして、またわかりにくい質問なんですけども、財政課長にお願いしたいと思います。今の私の手元にいただいとう財政計画等を参考にして、これからの私らはそれをもとにいろいろな阿波市の弱点、自主財源の構築ちゅうところにあるんですけども、人口を増加さすにもそういう部分をもとにやっぱり考えていって、ない懐からいかにかどうするか、活性化するかちゅうことを考えていきたいとも思いますし、いろいろな知恵を絞っていただいて、阿波市の活性化のほうをやっていただけるようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで3番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可します。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、私の一般質問を始めます。

まず、東日本大震災から1年が来ました。一日も早い復興を願うものであります。

申しおくれましたが、昨年私も10月30日に福島県相馬市、南相馬市に行ってまいりました。原発が一番近いところでしたが、ボランティア活動にということで、そのときに百聞は一見にしかずと申しますが、まず驚いた一つは、津波の被害は想像をはるかに超えるものであり、こんな状態で本当に復興ができるのかなと、そういう思いでありました。

国を挙げて、予算措置を講じなければ、どうにもならないと感じました。また、人災である原発をなくさなければ、国が滅びかねない。福島県民は、原発は要らないということで、大集会、1万人集会を開いておりました。私も参加をしてみたいと思います。福島県民の総意であると思います。

これ、以上、簡単ですが、感想を言わせていただきました。

まず、質問に入りますが、1点目は新庁舎建設について、2点目には国民健康保険について、3点目に災害に強いまちづくりについてを質問をしてみたいと思います。

1つ目の新庁舎建設についてでございますけれども、市庁舎建設は着々と準備をし、こまを進めていると思います。長引く不況で、市民生活も苦しい中、莫大な費用がかかるのですから、市民にとれば不安であるのも当然でなかろうかと思えます。私も、いまだに納得いかない。こんなに費用のかかる、いずれにしても市民の負担もかかってくるので、何ひとつ市民の負担にかからないという事業はないと考えられます。この事業を思えば、いかなものかなと、いま一度再考並びに見直しては何ら不思議ではないと思います。しかしながら、理事者側は手順を踏んで、建設に向かって進めていることでしょう。

ここで質問に入りますが、市民もこういったことで大きな関心を持っております。1点目に、用地の取得はどうされるのか、用地単価は幾らされるのか、基準があろうかと思えます。1反当たりの根拠を示していただきたいと思えます。2点目に、新庁舎及びその他の施設、防災ホール、全体の年間維持管理費がどれぐらいかかるのであるのか。3点目に、建設費用、完成後で市民1人当たりの負担は幾らぐらいになるのかなということ答弁をいただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員のご質問で、1点目の新庁舎建設での用地取得はどのようにされるのか、用地単価は幾らかということについて答弁させていただきます。

新庁舎及び交流防災拠点施設の敷地面積としましては、約3万7,000平方メートルを予定しております。計画敷地内には、宅地、畑、田んぼ、墓地等があります。議員ご質問の新庁舎建設予定地の用地買収単価を決めるに当たりましては、不動産鑑定評価額を基準として、このたびの買収単価を決定しており、昨年12月議会におきまして庁舎建設事業に係る用地取得費の予算を計上し、ご承認をいただいているところでございます。その予算額としましては、公有財産購入費として2億4,400万円となっております。

なお、今後用地交渉に当たりましては十分ご説明を申し上げ、一日も早い用地取得に向

け全力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目の新庁舎及びその他施設全体の年間維持管理費についてどれぐらいかかるかということについて答弁させていただきます。

現在の本庁及び3支所における年間維持管理費は、年度により多少の変動はありますが、平均して約6,500万円となっております。新庁舎建設後には、設計時における初期仕様によって大きく変わる要素を含んでおりますが、さきに行った他の類似団体、類似自治体における維持管理費の実績データを参考にした比較では、統合により約10%程度の削減が見込めるのではないかと考えております。また、交流防災拠点施設につきましては、県下のホールを備えた施設の平均的な数値として、平方メートル当たり約7,000円程度の維持費がかかるのではないかと見込んでおります。いずれにしましても、建設関連費用の縮減を図るとともに、供用開始後の維持管理費も十分考慮し、阿波市の将来を考え、経済性を重視した庁舎及び交流防災拠点施設としたいと考えております。

続きまして、3点目の建設費用で、市民1人当たりの負担額は幾らぐらいかということについて答弁させていただきます。

原因が、言われますように、庁舎及び交流防災拠点施設の建設に当たりましては、当然のごとく建設費用が必要となります。しかしながら、一方では建設することにより今まで必要とされていた経費が要らなくなるという財政効果もございます。そのあたりを比較した答弁とさせていただきますが、昨年の12月議会におきましてお答えしましたとおり、庁舎を建設した場合には、さきの試算で年間約1億6,700万円の財政効果が出るとしております。それに対して、庁舎及び交流防災拠点施設並びに給食センターまでも含めた試算として50億円の合併特例債を発行した場合、約7割、35億円の交付税措置がありますので、残りの3割、15億円を20年間で支払うとしますと、加重平均で年間約8,800万円の一般財源が要ると思われれます。その差額約8,000万円程度になります。それから、先ほど交流防災拠点施設の維持費として、平方メートル当たり約7,000円程度がかかるのではないかと答弁いたしましたが、仮に4,000平方メートル程度の建物を建設したとして、年間2,800万円の維持費が要る計算となります。これを差し引いても、なお5,000万円程度の財政効果は出てくると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁がありました。市民の方が大いに關心があるかと思えます。1反当たり、平均でということでもありますから、延べ面積3万7,000平方メートルで2億4,400万円で計算しますと、反約660万円ということになります。決して用地は安くないと思えます。阿波市全体を見ましても、一般的な通常って言われておるのが、土地売買で主要な県道、市道付近を除いては、1反当たり中山間地で、田で30万円から50万円と言われております。また、便利のいい場所でも、100万円から200万円と言われております。それから思えば、決して安くついていないと思えます。当初、市長は、用地費が安く上がると言われておりましたけれども、結果的には私たちが考えた単価をはるかに上回る金額であります。このことについて、市長はどのような見解でおられるか、答弁をしていただきたいと思えますのと、また市民の皆さんからいろいろな意見をお聞きします。既に移転のためとされるんでしょうか、新築されている方がおられるとか、仮契約でも結んでいるのではないかとされておりますが、そのことについて市長は知っておられるかどうか、この2点をお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員からは、新庁舎建設の用地単価、1反当たりの根拠をというようなことをございます。それともう一点、候補地の中に住居を持つてる方がいるんですけども、新築していると、仮契約を結ばれているんじゃないかというような2点のご質問をいただきました。

ご承知のように、新庁舎の建設につきまして、本当に計画どおり県からの計画承認もいただきましたし、税務署との協議等も終わってます。今現在、用地の交渉に入ったところです。そんなところからでございますけれども、部長のほうから新庁舎及び交流防災拠点施設の敷地面積3万7,000平米というようなご答弁をいたしてしております。この中には、宅地あるいは田畑、墓地等合わせて39筆の土地があるわけでございますが、この用地の購入費ですかね、公有財産の購入費っていいですか、これにつきましては昨年の12月議会で2億4,400万円という予算のご承認いただきました。こうした中で、今2点ほどのご質問があったわけなんです。用地費が高かついたのではないかとというようなご指摘でございます。議員もご承知のように、庁舎建設の予定地、県道鳴門池田線から北へ1キロほど入り込んだところです。しかも、その大部分93%ぐらいになるんじゃないか

と思いますが、農用地で、宅地は極めて少ない、のどかな地ということです。しかしながら、大部分が農用地であると言いながら、用地価格の算定に当たりましては、農地として購入するわけではありませんので、不動産鑑定評価による宅地見込み地として単価を決定しています。その結果、3万7,000平米の用地取得費として、総額2億4,400万円ですね。単純平均出せば、平米7,000円ぐらいになりましようかね、の予算となっておりますが、この単価、これまでもいろいろ候補地ありましたけれども、その他の土地、鳴池線ですかね、そのあたりと比べても、高くはないんじゃないかな。これは、どなたさんが見ても、おわかり、ご理解いただけるんじゃないかと思っております。ただ、ご承知のように、用地は、本当に道路に面してるところとちょっと奥まった入ったところですね、袋地って言うてるんですかね、一般的には、こういうのを比較した場合、例えば鳴池線のいろいろ候補地に上げられたところですね、参考までに申しましたら、平米4万8,000円とか5万円ですね、恐らく道路沿いは。少し入ると、1万五、六千円というような不動産の評価も出ているようです。そのあたりから、当然比較していただいたら、高いか安いかは、どなたさんでもご想像がつくんじゃないかなと思います。

それともう一点、用地の中に民家がある。その人との仮契約というような話もあるわけでございますけれども、一切ございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 宅地を見込みという、そういった行政の弱みと申しますか、そういうような買い方になる。一般論で言えば、農地のままで買うっていうのが常識じゃと、一般の人はそう思うとったと思います。ですから、こういうことで、私らは高買いであったのではないかと、こういうことを思うたわけであります。それは、だれが判断しても、安くついたと言われましても、私と市長とは相当見解が違うように思います。私は、これは高買いであったと、そうしか言わざるを得ないと思います。

それから、仮契約があったと。これは不思議な話で、これは市長が言うなかつたという答弁でございます。それについては結構です。

それと、こういうように、中で用地買収に伴い、この切幡地域の市民の持つ固定資産、いわゆるこれから固定資産税とか、また国保税などに今直ちにとは思いませんけれども、庁舎完成後には地域の人には大きな負担がかかると思います。なぜかといったら、評価が高くなれば、そういうふうに変わってくると思います。この反当たり、雑な計算ですけ

ど、660万円の土地価格がもたらすことによって、道路整備計画とか地域事業にも影響を及ぼしてくるんでないかなと、こういうことが心配されると思います。

それと、2点目のほうになりますけれども、部長のほうから答弁をいただきました。維持管理費も統合すれば、今より安く上がると申されておりましたけれども、決して私はそうは思いません。交流防災拠点施設といっても、利用が少なければ少ないほど、建てても値打ちのないものであるかもわからないと思いますし、これ完成できておりませんので、確かなことは言いませんけれども。それと、使用料を徴収するかしないかによっても、負担費は変動すると考えられると思います。この2点目の分については、終わります。

それと、3点目の建設費用で市民1人当たりの負担は幾らぐらいかと。これは、今から算定せえというのは完成後できちとしたことは出ないかとは思いますが、答弁の中に50億円の合併特例債を発行した場合約7割、35億円の交付税措置があります。残りの3割、15億円を20年間で支払うと、8,800万円ぐらいになるかと。しかし、これはあくまでも合併特例債の負担でありまして、6億円の基金ですか、積み立ておる。それを実質足しましたら、一般財源から積んでおりますので、足しましたら21億円になると思います。それと、忘れていけないのは、新庁舎に水が必要です。水を確保するのも、約6億円ぐらいの事業費が要るということですが、この中で合併特例債は250トンまでの負担割合が見てくれるということですが、雑に計算しても5億円は一般財源から持ち出しになるのではないかと。そうしますと、これ皆足していきますと、1つふえ、2つふえで、予算以上に費用がかかってくるのが言えようかと思います。新庁舎には、だからそれ以上に思わぬ費用がかかってくるというのがわかってきます。これは、私のほうから指摘をしておきたいと思います。今の新庁舎の問題については、終わります。

続きまして、国保の問題についてでございますけれども、1点、2点、3点と、3点の問題につきましては、答弁はしにくいと思いますので、結構です。1点目の一般会計からの繰り入れの増額についてと2点目の阿波市では国保の引き下げの考えはないのかどうかということでございますので、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員の一般質問、国民健康保険について、1点目として一般会計からの繰り入れの増額について、2点目といたしまして阿波市では国保の引き下げの考えはないのかという点についてお答えをさせていただきます。

最初に、一般会計からの繰り入れの増額についてでございます。

まず、国民健康保険の現状について説明をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹をなすものでございますが、全国的な問題として、被保険者の高齢化や低所得者の割合の増加により、保険税の収入が減少する一方、高度医療の進展に伴う医療費の増加などによりまして、現行制度を維持すること自体が大変困難な状況となっております。このため、国におきましても財政基盤強化策や財政運営の都道府県単位化など、制度改革に向けた検討を行っているところでございます。

本市の国保会計におきましても、毎年度単年度赤字が続いておりまして、平成23年度には税率の改定をさせていただくとともに、一般会計から1億2,000万円の法定外繰り入れをお願いし、予算編成を行ったところでございます。しかしながら、現在までの実績として、医療費の伸びが当初見込みを大幅に上回っておりまして、このままでは療養給付費において不足額が生じるおそれがあるため、今議会においても補正予算をお願いしているところでございます。この医療費増額の要因といたしましては、高額な医療費が必要となる循環器などの疾病の重症化などが進んでいることなどが挙げられております。

このような中、平成24年度当初予算は、歳入歳出総額52億2,988万3,000円となっております。23年度の当初予算に比べ4億2,988万4,000円の増額となっております。この予算は、歳出におきましては23年度の決算見込み額に医療費などの伸びを加味したものでございますが、歳入におきましては、国、県などからの支出金や交付金等、保険税だけでは賄い切れないため、一般会計からの法定外繰入金2億3,645万2,000円を見込んだ予算とさせていただいております。

平成23年度国保税の改定に当たりましては、22年、23年、24年度における一般会計からの法定外繰り入れについては1億2,000万円としていたところでございますが、税率の改定が困難な状況の中、やむを得ない措置として一般会計からの法定外繰入金の増額をお願いしているところでございます。

今後におきましては、一般会計からの繰入額を少しでも抑えるべく、関係各課との連携を強化し、効果的な医療費の抑制策を推進してまいりたいと考えておるところでございます。24年度においては、特定健診受診率の向上を図ることはもちろんでございますが、保健指導や栄養指導の充実、人間ドックの指定年齢無料化事業、またジェネリック医薬品利用促進事業などにも取り組む予定としておりますので、医療費抑制に向けて議員各位のご理解、ご協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

次に、2点目の国保税の引き下げの考え方についてでございます。

国保会計は、本来独立採算の特別会計でございます。先ほども申し上げましたが、厳しい会計運営が続いている中、やむを得ず一般会計からの繰り入れをお願いをいたしておりますが、この繰り入れにも限度があるところでございます。国保税については、平成23年度に税率の改定を行い、平成24年度までは改定をしないことといたしております。厳しい財政運営の中、一般会計からの繰り入れをお願いしている現状におきましては、国保税の引き下げは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 1点目の部長のほうから答弁がございました、1点、2点とありました。国保に関しては、行政側は繰入金では運営しております。財政にもこれ以上国保への繰り入れは限界に来ている、答弁のとおりだったと思います。このような見解は、当市のみならず、最近のマスコミ等で論じられているように、全国的な問題として取り上げられております。したがって、この問題を解決するためにあらゆる努力がなされているところであり、健康増進運動、医療費削減のためのジェネリック医薬品の購入、普及など、確かに多少の効果は期待できるかもしれませんが、抜本的解決とは言えません。抜本の方策として、各行政が予算配分をどういった観点に基づいて行うべきである、すなわち地方自治のみならず、国政においても予算執行の根底となるものは、国民もしくは住民の生命、安全を担保したものでなければならない。したがって、国保というものは、生命に直結するものであり、この部分に瑕疵が生じているのであれば、当然それを是正すべきであらうかと思えます。言いかえれば、予算配分において、第一義的にとらえるべきものと考えます。本市の場合、国保会計への繰入金が限度であると言っておりますけれども、進んだ自治体においては、無駄の支出見直しを、さらには予算配分においては国保支出を最優先により措置を講じていると聞いております。今回、阿波市もかなりの増額をして努力されていることと思えます。本市においても、是正と、この観点に立ってもう一步踏み込んだ施策を講じてもらいたい。これからもずっと講じてもらいたいと思えます。新庁舎、今さっき申し上げましたけれども、庁舎建設の見直しなどによって無駄を削れば、削れるかなと私はそういうように思います。

それと、3点目の被保険者が安心して加入できる。これは、私自身で思うことなんですけれども、結論的に簡単なことなんですけど、自分の収入能力に応じた保険料であること

と、支払い切れる金額であれば、何ら問題がないわけでありませう。しかしながら、残念ながら、今先ほど申し上げたとおりであります。市は、県、国へしっかり国保会計を安定するように働きかけることと、また議会は意見書を国のほうへ向いて上げる。一丸となって、取り組んでいかなければならない、私たちも責務があると思います。全国自治体も今に置かれている状況は同じで、意見書が続々と上がっております。この中で、意見書も議会のほうから提出されてはどうかということで、今お題に出しておるところでございます。この中で、非常に痛切に感じることは、国保税の滞納世帯は全国で約440万世帯、加入世帯の2割に上っているということと、一番大事な1984年から国による国庫補助金の引き下げがある、国保財源の国庫補助は医療ベースから45%から三十数%に削減されたために、こういう問題が起こってきているということでありませう。

それと、被保険者の層が大きく変化して、年金生活の高齢者や非正規雇用者などの低所得者の占める割合が増加している。その結果、医療費の増大、長引く不況低迷による所得の減少など、さまざまな要因から国保会計は慢性的な収入不足に陥っていると。これは、言わなくても、皆さん方おわかりのとおりだと思います。そこで、要するに、国保、いわば支払う立場に立った考え方を行政は考えてもらわなければ、この苦しみはわからないと思います。

それと、国保に関しては、あらゆる努力をずっとされておるということで、長引く不況、働く場所がない、商工業、農業においては売り上げが少ない、安値安定という地域経済も大きく冷え込んできている現在、収入が少ない上に、生活費も賄えない、そういった人たちが急増していることもご承知のとおりだと思います。全国的にも、保険証がもらえず死亡するという例が多く出ている。マスコミなどで取り上げております。非常に深刻な問題でなかろうかと思ひます。ある市町においても、保険料が滞納、支払われない世帯に資格証明なるものを出し、事実上保険証を出さない、そういった結果、こういう事件が多発しているのが原因と言わざるを得ないかと思ひます。日本国憲法で、言うまでもなく人間として生きていく権利が保障されております。病気になったり、けがをしたら医者にかかる。これは、当たり前のことであります。しかし、保険証がなければかかれない。全額負担ですから、収入がない人が医療費が支払われるわけがない。だれが見てもそう言えます。幸い、我が市においては、短期証は出してありますけれども、資格証明は発行しておりませう。そのように、今後もこういったことで努力をしていただきたいと思ひます。

最後の質問で、災害に強いまちづくりということで、1点目に、12月議会でも質問し

てきましたが、何よりも安全・安心して生活ができなければならないのですが、大雨時については、対策としてこのままでは解決できないように思いますが、林地区全体の地図を見ましたが、この状態では排水がうまく機能していない。つまり排水機場が能力に達していないのが問題であると思いますが、この点についてどのように考えておられるか。

2点目に、排水機場、樋門の委託管理についてですけれども、地元の方から要望もありました。その地区で生活して、状況をよく知っている方でなければならないと思いますが、このあたりのことをどう考えられるか。

3点目に、市が管理する橋梁の耐震対策及び老朽対策に、前にもこういった質問をしてきましたが、いま一度再点検、検査など、おこなっている重要箇所も急ぐべきところであろうかと思いますが、進捗状況なり答えていただきたいと思えます。

今までにこういうことはほかの議員も質問をしてきておりますけれども、阿波市には主要県道、国道、市道がありますが、橋も伴って多くあるわけであります。県道、国道については国、県が管理をしておりますけれども、対策として耐震、老朽化などについてどのようにしているのか、わかる範囲内で答弁をしていただきたいと思えます。特に、市の管理している橋などは老朽化している橋と耐震ができていないのが数多く見受けられますが、どういようにやっていくか、どの程度事業が進んでいるか答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） それでは、14番池光議員の3番、災害に強いまちづくりについてということで、東川原地区の大雨時の現況と対策についてということと3番目の市が管理する橋梁の耐震対策及び老朽化対策についてということでご答弁させていただきます。

まず最初に1番でございます。

東川原地区は、平成23年度15号台風により家屋への被害はありませんでしたが、吉野川の水位が上がり、五明谷の流れが悪くなり、岩津からウラノ池の低地が冠水し、床上浸水が3棟ありました。東川原地区の河口の吉野川との合流部には、農業用の施設として排水ポンプが整備されていますが、十分な能力があるとは、これ言えません。浸水対策として、排水ポンプの整備をする必要がありますが、市内に排水機場が整備されていない箇所や整備されていても排水能力が不足している箇所が多数あります。すべての箇所を整備する場合は非常に多額な事業費が必要となるため、市単独事業では到底対応できるものと

は思っておりません。国土交通省並びに市長会を通じて国に対し要望活動を行ってまいりましたが、国においても財政再建、東日本の復興財源など、非常に厳しいものがあります。内水被害を発生すると予測される場合は、今後国土交通省の排水ポンプ車等を要請しまして排水を行うなど、被害が最小になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3番の市が管理する橋梁の耐震対策及び老朽化対策についてということで、先に老朽化対策についてお答えします。

橋梁に関しましては、現在市が管理している市内の道路橋682橋が高齢化により修繕、架け替えに要する経費が今後膨大になることが予想されますので、平成20年、21年で橋梁点検を実施しました。22年度においては、橋梁点検の資料をもとに、阿波市橋梁長寿命化検討委員会において対象橋梁となった185橋、これは橋長15メートル以上が99橋、15メートル未満が86橋、これについては重要路線にかかる橋梁を含んでおります、の長寿命化修繕計画を策定しました。185橋の橋梁につきましては、おおむね5年に1回定期点検を実施し、従来の対症療法的な維持管理から計画的な、かけかえを含めた、予防保全的な維持管理を行うことにより、老朽化する橋梁の長寿命化を図ってまいります。今後の修繕工事の計画としましては、長寿命化修繕計画に基づき、平成24年度、来年度から補助事業の申請を行い、事業を実施する予定でございます。また、長寿命化修繕計画対象外の橋梁497橋につきましても、同様な定期点検を実施し、点検結果をもとに修繕、かけかえを計画的に実施していきたいというふうに考えております。

次に、国道、県道にかかる橋梁の耐震対策はどこまで進んでいるのかということですが、市内の国道、県道の橋梁数、これにつきましては160橋でございます。それで、耐震対策済みが23橋でございます。そのうち国道が15橋阿波市には存在し、耐震済みが6橋、県道につきましては145橋阿波市にあり、耐震済みが6橋ということになります。それと、平成7年度以降の橋梁が11橋ということで、これは国道、県道にかかる橋梁の詳細でございます。

次に、市内の橋梁の耐震についてでございますが、今後の耐震工事の計画としましては、長寿命化修繕計画の対象橋梁を優先し、補助事業の申請を行い、計画的に実施したいと考えております。現在までの状況としましては、長寿命化修繕計画対象橋梁のうち、工事の実例としては、阿波町の中央東西線にかかる中大久保谷橋、延長58メートル、伊沢谷橋、延長112メートル、土成町の南原1号線にかかる高尾橋、延長が55メートル、

それと佐古谷1号、延長が7.5メートルの現在工事を完了をしているところでございます。

それと、長寿命化修繕計画185橋については、橋長10メートル未満の橋も含まれておりますが、幅員が7メートル以上の一、二級市道を合わせた185橋でございます。修繕計画は30年ということで、24年から53年までを計画しております。年間事業費が約4,000万円程度要るのではないかとというふうに推計をしております。

長寿命化修繕計画の効果といたしましては、今後30年間において維持管理費に係る費用を139億円から11億円程度に縮減できる試算となり、大幅な費用の縮減が期待をされておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員の2点目の排水機場、樋門の委託管理について答弁させていただきます。

現在、阿波町林地区には、川久保樋門、五明樋門、西林樋門、西林第二樋門、切戸樋門、中ノ坪排水機場、五明谷排水機場、中川原排水機場が設置されております。西林第二を除く樋門に関しましては、国土交通省より委託を受け、各樋門につき2名を管理人として委嘱しております。排水機場に関しても、中ノ坪、五明谷に2名ずつ、中川原に1名の管理人を委託し、大雨時等には池田ダムの放流状況並びに国土交通省上板出張所と連絡をとりながら、各樋門管理人と排水機場ポンプ等操作人に出動依頼をかけ、樋門の開閉やポンプによる排水作業を行っております。

阿波市の排水機場は、中川原を除き、すべて農業用かんがい排水施設として建設されており、先ほども述べましたとおり、あくまで農業用かんがい排水施設ですので、近年の豪雨による雨量に対応できる能力を持ち合わせておりませんので、災害時には排水機場が稼働さえすれば床下浸水などの被害は大丈夫と思われる市民の方もいらっしゃいますが、台風等の雨量に対応できない場合も今後十分考えられます。

対応策としましては、平成24年度より災害対策本部設置時には、市内各樋門、排水機場に職員を配置し、水位の状況を監視して、いち早い避難の情報を市民の皆様に伝えられるよう準備を進めてまいります。

なお、五明谷排水機場が位置している地元住民の方から、平成24年度契約から現行の契約者を交代させてほしいとの申し出があったことについてでございますが、長年の操作

経験を持たれている現行の契約者に引き続き契約をお願いしたいと考えております。排水機場操作に関しましては、外水位と内水位を目視しながらポンプ操作を行う必要があります、隣接する樋門の開閉とも連動させなければなりません。また、毎月の点検なども、時間的にもかなりの制約を受けます。排水機場や樋門の契約の更新に当たっては、ポンプ操作等の引き継ぎが非常に重要になるため、仮に退職したいと申し出があった場合、スムーズに引き継ぎができるよう配慮しなければなりません。そういったことがあります。それで、大雨時のポンプ操作に支障を来さないように、今後とも排水機場管理の指導を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 先ほど、1点目と3点目の建設部長のほうから答弁がございました。なぜ私がこういう質問をするか、おわかりになったと思います。この地区のことを知れば知るほど、排水対策が行き詰まってるように思うわけであります。とにかく、住む家が水につかるということが絶対にならないようにする方法は、排水を吉野川へ出すことが、今知恵を出し合うて、大型ポンプ場をつくるのが早急の課題であろうかと思っておりますけれども、これは一日も早くやってもらいたいですけれども、国の施策に基づくもので難しいことで、なかなかできないということではありますが、災害時に間に合わないのであれば、今が答弁があったように、ポンプ車を配置して、水没しないようにということで、安心しておれる地域にしてもらいたいと、これは強く要望しておきたいと思っております。ということで、安心して眠れない、安心しておれない、こういうことがあってはならないと思っております。ですから、今後ともこういったことは努力して、改善をしていただきたいと思います。

それと、2点目は後にしますが、3点目の市が管理する橋梁、これ682橋あるっての、これ相当な数だと思います。これは、答弁していただいたんですけど、まだまだ進んでいない。災害に強いまちづくりと言うけど、まだまだほど遠いように感じます。徳島県は、全体的に河川も多く、橋の大小かかわらず多ございます。阿波市にも抱えている橋の管理も大変だけれども、対策もおくれてると思っております。安全上、改修に全力を傾けてもらいたいと思っております。そういうことで、1点目と3点目の件は、それで結構でございます。

それと、排水機場、樋門の委託管理についてということでございますが、堤防の樋門は、大きくすること、その上流においては障害物を取り除く作業をしなければならないと

思います。現状においては、何らできてないように思います。改修を急げと。それと、今申し上げましたように、ポンプの機能が小さいと言われております。これ能力を大きくすることも急がれていると思いますので、こういった対応もやってもらいたいと思います。

それから、ちょっと気づいたことなんですけれども、十川ゴムのちょっと東のほうでしょうか、ゴム会社のあそこの道路、西のほうへ側溝がとられておりますけど、この側溝は小さ過ぎると思います。大きくすべきで、やっていかなければならないんですけども、ポンプが現状に応じてつくられていそうで、小さ過ぎる。解決するに当たっては、水路を予測した上で抜本的な改修が迫られていると思います。あの側溝を大きくして、また側溝のポンプを大きくし、排水機能が果たすようにしてほしい。このままでは解決しません。したがって、計画を上げてやってほしい。そうしなければ、安全・安心な生活はできない。このことは、地元の方からも要望を強く受けておりますので、理事者側におきましては、安心・安全なまちづくりとして取り組んでいただきたいと思います。

それと、地元の方から聞いておりましたが、そこで住んでいる人でなければ状態がわからないということで、本当に自分らの住んでいるところを水没させたくないという気持ちですが、気迫が違うと思うんです、この管理に関しては。長年経験があるとか、その方でなければならぬということはいくつもわかりますけれども、いつまでもというんは、今はいかんでしょう。私がとやかく言う問題ではありませんので、地元の方とよく話し合ってくださいと思います。管理について私が12月にあそこの農林事業でやった小さな排水機ポンプが座つとるところへ行って指摘したからといって、慌てて清掃しに行かないように、日常ときに努めてほしいと思います。市民の目から見ても、ずさんな管理、無責任だと言われないように、徹底した指導が求められていると思います。こういうことで、きめ細かな施策を講じてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

また、ことしも3月に既に退職される方がおりますが、長年において大変ご苦労さまでございました。また退職されましても、阿波市発展のために寄与されることをお願い申し上げます。簡単でございますが、終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 1号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

- 日程第 3 議案第 2号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議案第 3号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第 4号 平成24年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 5号 平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 6号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 7号 平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 8号 平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第 9号 平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第10号 平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第11号 平成24年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第12号 平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第13号 平成24年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第14号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 3 6 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 阿波市国土利用計画について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について

○議長（吉田 正君） 日程第 2、議案第 1 号平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）についてから日程第 3 8、議案第 3 6 号第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更についてまでを一括議題といたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。質疑終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号から議案第 3 6 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審議されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9 日は休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、9日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

12日午前10時より総務常任委員会、13日午前10時より産業建設常任委員会、14日午前10時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回本会議は、3月19日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会